

第35回宍粟市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成22年6月11日（金曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 6月11日 午前9時30分宣告（第3日）

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

出席議員（20名）

1番 岸本義明議員	2番 寄川靖宏議員
3番 高山政信議員	4番 秋田裕三議員
5番 西本諭議員	6番 岡崎久和議員
7番 東豊俊議員	8番 福嶋齊議員
9番 大倉澄子議員	10番 實友勉議員
11番 大上正司議員	12番 木藤幹雄議員
13番 山下由美議員	14番 岡前治生議員
15番 山根昇議員	16番 藤原正憲議員
17番 伊藤一郎議員	18番 岩路昭美議員
19番 小林健志議員	20番 岡田初雄議員

欠席議員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長 畑中正之君	書記 榎谷米男君
書記 長尾紀子君	書記 原田渉君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 路 勝 君	副 市 長	岩 崎 良 樹 君
教 育 長	小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者	釜 田 道 夫 君
一宮市民局長	西 山 大 作 君	波賀市民局長	山 本 久 男 君
千種市民局長	山 本 繁 君	企 画 部 長	伊 藤 次 郎 君
企 画 部 次 長	岡 崎 悦 也 君	総 務 部 長	清 水 弘 和 君
市民生活部長	大 谷 司 郎 君	健康福祉部長	秋 武 賢 是 君
産 業 部 長	平 野 安 雄 君	農業委員会事務局長	上 田 学 君
土 木 部 長	神 名 博 信 君	水 道 部 長	米 山 芳 博 君
教育委員会教育部長	福 元 晶 三 君	総合病院事務部長	広 本 栄 三 君
消防本部消防長	野 崎 信 君		

(午前 9時30分 開議)

○議長（岡田初雄君） 皆さん、おはようございます。連日御苦労さまでございます。

まず初めに、御報告を申し上げます。

山根 昇議員より本日の本会議に遅刻する旨、申し出がありましたので、お知らせをいたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（岡田初雄君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、発言を許可します。

19番、小林健志議員。

○19番（小林健志君） おはようございます。19番、小林でございます。通告に基づき一般質問を行います。

私の一般質問は二つでございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、民生委員の増員並びに選出区域の見直しについて。

民生委員の皆様におかれましては、各区域の発展と地域住民の生活安全・安心のため、御尽力を賜り心よりお礼申し上げます。

自治会の戸数による人選はどのようになっているのでしょうか。自治会の戸数の少ないところでは15戸数で1人、多いところでは279戸数で1人、これは西町門前でございます。そして、281戸数、段でございます、ここにおきましても1人となっております。戸数の多い中で、複数の自治会のところもありますが、単独では、先ほどお話をさせていただきました自治会281戸数でございます。それでも民生委員の方は1人でございます。一宮町、波賀町、千種町では165戸数以上では2人となっております。山崎町では戸数がいくら多くても、一自治会には1人となっております。なぜこのようになっておるのか、お伺いいたします。

複数の自治会で1人となっているところに、心配することが起きております。古くからの自治会同士では、区域の実情、実態、現状、情報もつかめますが、新しくできました自治会と組まれますと、情報がほとんど入ってこない。このような状況の中で活動するのは困難であると思われまます。

民生委員は、地域にとって大変大事な役であります。子どもを中心とするいじめや家庭内における虐待、DVの問題をはじめとして、不景気や雇用不安等による家

庭の経済的な問題等々は、民生委員の重要性をますます高めております。民生委員の業務、仕事を全うするには、区域内の様子が生手に取るようにわかる状況が最低限必要不可欠と思われまます。

1 1月末には、現民生委員の任期を控え、新しい年度に向けまして、依頼が出されているそうでございます。そのことも視野に入れて答弁をお願いいたします。

2 2つ目、神河、葛沢中学校が統合して22年、残った課題をどう解決するか。

旧神河、葛沢中学校が統合して22年、統合する際に、行政側より国道29号線の歩道は改良し、安全で安心して通学ができるようにいたします。葛沢地区におきましては、同様意見でございます。特に片山上牧谷間の通称ダケ山というところがあるそうでございます。そのところを拡幅し安全に通学ができるようにとの行政からの意見でありました。いまだに危険な箇所が残っているのが現実です。大きな事故が起きていないのが、せめてもの救いかもしれませんが、少しずつは進んでいるものの、もう少し早めるべきだと考えます。東中学校1期生の子どもが通学するようになっておるのが現実でございます。あまりにも時間がかかり過ぎではないでしょうか。古い話を出して申しわけないんですが、市民は行政側からの意見、声を重く受けとめ、忘れることのできない思いとして残していることをお忘れなく発言をしてください。

旧神河中学校跡地利用について同僚議員からも質問がございましたが、行政側の考えはあるもののはっきりはしていない様子でございます。地元岸田、神野、河東地区はじめ、地域の皆さんが望むもの、賛成のできるもの、そういうものであってほしいと願うところでございます。

私がお伺いをしたいのは、これまでに地域から要望してきました総合福祉センター、またこれにつきまして行政側も位置づけをしましょうということでございます。このことには、地域の自治会長さんが署名をされております。この署名についてどのように捉えておられるのか、お伺いをいたします。白紙に戻して、そして新しいことを考え、そして新しい案を出そうということでございますが、この自治会長さんの署名を重く受けとめていただきたい。この自治会長さんの署名を本当にどのように捉えておられるのか、お伺いをいたします。

1 1回目の質問、これで終わります。

○議長（岡田初雄君） 小林健志議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） おはようございます。それでは、2日目の一般質問、小林議

員の質問にお答えを申し上げます。

1点目の民生児童委員の定数の件であります。民生委員法第4条により国が基準を定めております。人口10万人未満の市は、120から280までの間のいずれかの数の世帯ごとに、民生児童委員1人を選任するというようになっております。

宍粟市の場合、前回平成19年度の改選では、合併により定数が大幅に変更になる、また担当区域が地理的に広大になるなど、合併による特殊事情による場合は、弾力的な定数設定が認められておりましたので、合併前と同人数の124人の民生児童委員を選任し、要援護者の支援等地域福祉の推進に御尽力をいただいているところであります。そういう中で、山崎だけが自治会に1人ということはいかがだったのかということですが、今申し上げましたように、旧町のものを合併時も特例によって引き継いでおるということであります。

平成22年には、一斉改選の時期になっており、現在、県と協議する中で、今回の改選については定数基準を原則として、区域の設定等を見直しをするよう指導する方針を打ち出されているところであります。しかしながら、各自治会等の協議に相当時間を要することから、宍粟市といたしましては、今の現状の124ということで県と調整をいたしているところであります。しかしながら、平成25年度の一斉改選に向けては、自治会等関係各位と協議並びに調整をさせていただき、地域の御理解を得ながら、新区域への変更について検討をしてまいり所存であります。

これにつきましては、それぞれの自治会の皆さん方と協議をいたしております。そういうことで、今回については急にでは間に合わないだろうから、次期に向けて、今おっしゃられるような調整をしてほしいという要望を受けまして、それに基づいて調整に入っております。

次に、神河、蔦沢中学校統合して22年残った課題ということで、1つ目が、国道29号歩道設置の早期完了についてでございますが、これにつきましては、中学校統合後22年が経過いたしておりまして、その間、国道周辺も大きく様変わりをいたしております。また交通量も増加しております。そのため通学路の安全対策には、議員の御指摘のとおり早期な対応が必要であるというふうに考えております。

山崎東中校校区で、国道29号を利用して通学している区間は約7.3キロメートルございますが、歩道狭小区間は一部あるものの整備率につきましては、現在93%ということになっております。

国土交通省には、学校統合時から国道29号の歩道整備に御尽力をいただいております。現在も田井地区の歩道整備を実施していただいております。国土交通省

からは、残る区間の用地買収、物件移転契約もすべて終わり、物件移転に少し時間を要するものの、平成23年度には未整備区間はすべて完成をするというふうに聞いておるところであります。これにより、すべての歩道が完成をいたしますが、先に申し上げましたとおり、五十波地区北部等に一部歩道狭小区間がございます。議員御承知のとおり、地形的、特に国道隣接は、人家連坦で非常に厳しいものがあるわけがございます。また、河川側に目を向けても井堰、または導水路があり、河川幅も断面的に厳しくなっておりますが、この区間もあわせ今後も機会あるごとに、早期改良要望を行っていく所存でございます。

次に、神河中学校の跡地利用についての件でございますが、木藤議員の御質問にもお答えをいたしました。市としましては、6月議会に補正予算の提案を申し上げておりますように県山崎庁舎の活用として、「健康増進、福祉」という役割も含め、有効活用について検討したいと考えているところでございます。神河中学校跡地については、幅広い視野に立った活用計画の具体化をする段階と考えております。

このような状況の中で、自治会長会より要望されておりますことにつきましては、重く受けとめておりますが、現実としてどのような施設が望ましいか、地元の皆さんと意見交換をして、早期に合意したいというふうに考えております。なおまた、小林議員立ち会いがあったかどうか、ちょっとはっきり覚えていないのですが、その会合のところで白紙に戻して地域の皆さんと協議をしましょうということで合意を得ているところでございます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 19番、小林健志議員。

○19番（小林健志君） ありがとうございます。まず初めに、民生児童委員のことにつきまして、再質問をさせていただきます。

宍粟市の定数といいますか、124名というふうにお聞きをいたしました。ちょっと表を見させていただくのに、非常にばらつきといいますか、多いところはほんとに複数でもかなり多いところがございます。先ほど話しました279とか281というのは非常に多いところで、あと233、225というのもございます。その中でもやっぱり1人でございます。この分につきまして、多いところでございますと3自治会が一緒になって1人というふうなところもございます。

私、一番に申したいのは、民生委員の方が、いわゆる民生委員のお仕事というか役柄というのは、地域住民が困っておる、心配事がある、そういうことを助ける役だと思っんですね。その民生委員の方が悩んでおられるというのは、これは誰が助

けるだということになるわけです。いろんな問題がありまして、家に行きまして「おたくどないですか。大丈夫ですか」というような形ではのぞけんわけで、個人の家から「私、こういうように困っているから何とか助けてほしい」というふうな依頼があって行かれるのが順序じゃないかと思うんです。そういう話があって行かれますと、今までにどういうふうな形で生活をされておったのか、どこの人なんか、誰かというのがさっぱりわからんというところがあるわけですね。そういう組み方というのか、複数の自治会が寄っておるといふところなんです。先ほどもお話をしましたように、長いつき合いで、本当に昔からと言いましたら語弊あるかもわかりませんが、そういう自治会であれば、ここに誰がおって、どんな家族があつてというのがわかるんですが、新しい新興住宅と言いますか、自治会ができたところでございまして、ほんとに誰が住んでいるかわからん、そして出入りも激しい、そういうところでは、やっぱりその自治会一つの単独で決めていただくというのが、本来の考えじゃないかなと、このように思います。

やっぱり地域の自治会長さんに寄っていただいて、そしてどういう組み替えがいただろうという、やっぱり相談をしっかりとってもらうべきじゃないかと思つています。そういうように申し添えて、また行政側のお考えをお聞きしたいと思つています。

それから、神河中学校のいわゆる歩道のことなんです、本当に統合してから22年でございます。統合する際には、早よう統合してくれと、そらもう本当にむしろ旗まで立てて反対されるところもございました。と申すのは、子どもが通うのに危険だと、こういう考えからあつたように思つています。で、行政側は安全・安心して通学ができるように歩道よりも人歩道、そういうようなものもしっかりこしらえますから、統合してくださいというふうな意見であつたように聞いております。本当に自治会長さんがどんどん世代も変わらして、そのときに子どもたちがいわゆる中学校の生徒がおつた親ですね、PTAの役員もされている方が、いわゆる自治会の役員をされるというようなことから、何でああいうふうな話が出たのに、いまだにできていない。どういう形で本当にきつい話をしますと、言い逃れやつたのかというふうに、いまだに言われる方もございまして、93%できておるといふ市長の言葉でございますけども、これは100%でなかつたらいかんのじゃないかと、このように思つています。

そして、跡地のことにつきましてでございますが、行政側としては総合福祉センターの位置づけをしておりますということで、私も10年余りその質問をしましたら、答弁はそのことになっておりました。なかなかできない、これは予算的なこと

もあるんだなというふうに考えておりましたが、自治会長さん方が夜、目をほして寄っていただいて、そしてこうしてほしいということでございます。このこともいわゆるどういうふうにしたらよろしいですかと問いかけがあって、地区の自治会長さんが寄って総合福祉センターはどうですかというふうに話をされました。そういうことにしましょう、今すぐにはできませんけども、位置づけをしましょうということに進んでおったわけでございます。そのときにいわゆる自治会長さんの署名ですね、この重みなんです。いわゆる今の自治会長さんが時代も変わったから、ほんなら変えようやと、今行政側が考えていることがよかったらそういうようにしたらええじゃないかというふうな話も一部は出ます。けど、それまでに10年前、そういうふうな形で自治会長さん方が寄って決められたことを白紙に戻すのにどれだけ、いわゆる考えといいますかね、私ははっきり言葉が出ませんが、重みのある自治会長さん方を本当にないがしろにするのはできないと、何とかいい方法で行政側から、こういうことだからこうしたいというきっちりした答弁が欲しいなというふうに言われておりますので、その辺も含めて再度答弁をいただきたいと思います。

終わります。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 初めの民生委員の関係につきましては、これは先ほど申し上げましたように旧町の枠を合併後続けてきておるということでございます。そういうことから、民生委員会というのが宍粟市には4つあるわけで、そういったことも取っ払って一本にするのがいいのか、そういった方法も考えていかなければならない問題があります。これにつきましてはのそうした具体的なことにつきましては、担当部長の方から申し上げます。

それから、22年前の話で詳しい話をお聞かせいただいたんですが、私、その当時のことは具体的なことはわかりません。就任しまして、いろいろお話を聞いておりますと、ほかの地域につきましては、それぞれ跡地利用がされておる。あそこだけがされておらないということで、これはやっぱり何とか今年度中には方向だけは打ち出しましょうということをお話をしてしております。具体的には、先ほども申し上げましたが、白紙の状態の中で何が本当に必要なと、そしてまた宍粟市全体としての中であそこは何がいいのかなと、こんなことも含めて検討をしましょうということにいたしております。

今、審議をいただいておりますが、兵庫県の庁舎の利用、これもあわせて考えていく必要がございます。今、新しく建てるとするならば、莫大な金額を要するわけ

でございます。そういうことも含めて小林議員も地元でございますので、その点またニュース等もお聞かせをいただきながら、一緒にやっていきたいというように思っております。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） それでは、失礼します。

民生委員さんの関係でございます。最初に、ちょっと現状を報告させていただきます。議員御指摘のとおり、各ばらばらとなっております。状況としまして、山崎は56人で平均しますと156世帯。担当面積ということから調べますと3.2平方キロ。一宮が36人で82世帯で5.9平方キロ。波賀が17人で85世帯、9.5平方キロ。千種が15人で79世帯、7平方キロといったような区域の担当面積、そういうものもまた考慮しなくてはならないと思っております。

冒頭、市長のほうからありましたように、地区の連合自治会からの要望等もお聞きしております。それを受けまして、市長からも少なくとも時期の改選の1年前ぐらいまでには一定の方向性を出せとそういったことの指示を受けております。市としまして、課題を3点ほど拾い上げているつもりです。冒頭言いました市長から申しましたような4の法定の民事協を今後どうしていくか。一本のするのか、あくまでも4民事協でいくのかどうか。それから、基準によります定数とする場合、区域をどう設定していくか、そういった問題。それから担当面積をいかにして考慮していくか。こういった3つを一応課題ではないかと捉えております。今後につきましては、民生委員さん、代わられる方もございます。12月1日からまた新しい民生委員さんの活動も始まるわけですし、それ以降につきまして、民生委員のその協議会、それから自治会、そうしたものを含めまして協議並びに調整をさせていただいて、少なくとも市長から指示を受けております1年前には一定の方向性を出したいと、そういうふうを考えておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 土木部長、神名博信君。

○土木部長（神名博信君） 田井地区につきまして、完成いたしますと93%が100%になるという確信を持っております。

冒頭御質問がありました県道岩野辺山崎線、上牧谷地区につきましては、この地区は未整備区間のために非常に危険な状態で通学している区間でございます。当面事業着手を見合わせる路線となっておりますが、いわゆる社会基盤整備プログラムの中には記載されていない路線となっております。これにつきましては、委員会でも何回も答弁をいたしております。御承知のとおり当地区では地籍図と現地に差異

があったということで、地籍調査を実施した区域でございます。本来なら早期実施していただくものと思っておりましたが、本年度は先行買収しております箇所のみ
の舗装ということをお聞きしております。総合的な整備につきましては、今後プログラムの見直しの中で実施いただけるよう強く要望していきたいと考えておりますので御理解よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 19番、小林健志議員。

○19番（小林健志君） 事務局の方より時間を短縮せえと言われているんで、もう一回だけちょっとお尋ねをいたします。

民生児童委員につきましては、できるだけ地域の方々の意見ですかね、自治会長さん方の意見を取り入れて進めていただきたいなと、このように思います。

それから、今、歩道の件でございますが、部長の方から出ましたようにダケ山、蔦沢地区におきましては、ここが一番危険箇所であるとそのように聞いております。もう一ついわゆる町民グラウンドのところですかね、下町ですかね、あの辺ももう少しのところで広がってない、歩道が欲しいということも聞いておりますので、この辺も含めまして御努力いただきたいなと思います。

そして、神河中学校の跡地利用でございますが、市長の言われることもよくわかるんですが、とにかく白紙に戻すには、これまでの経緯をどういうふうにして考え直すかというのが非常に難しいというふうに、現在の自治会長さん方が言われるわけで、これまで以上、いわゆる福祉センターも視野に入れながらグラウンド整備をしていただいて、いつでもできるぞと、景気もよくなりまた時期が変わればできるぞというふうなことで進められるのか、いやもうこれはもう全然用がないと、そのかわりそれ以上のことをしますよと言われるのか、この辺が大きな違いがあるんじゃないかなと思います。当面はこのままで置いておけるので、グラウンドをしっかり整備して進めてはどうかというふうな話であろうかと思うんですが、とにかく現在の自治会長さんが、先代といいますか、これまでの自治会長さんの意見をないがしろにするのが非常につらいと、そういう意見でございますので、その辺をしっかり納得のいくように御説明していただくなり、また行政側の意見として話をしていくなりしてほしいなと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 1番目、2番目の問題については、おっしゃるようなことも含めながら努力をしてまいりたい。

それから、3番目の関係であります。これ私がお聞きするところでは、保健福祉センターというのは旧山崎の時代において山崎町だけちょっとないから、どこかでほしいなということがあったように聞いております。そういう中で、とりあえず神河中学校の場所があいているから、そこにとということで、これは地元要望でなしに、どちらかという行政がそういうふう指定をしたというふう聞いております。そういうことで、全体の自治会としては私たちがどうこうということはいえない。だから、市の方からこうこうこういうふうにしたいということをもまず言ってほしいというふうに聞いておるんですが、これはまた引き続いて出ておられる議員さんもありますので、ちょっと確認、私が言ったことで間違いはないかということだけ確認をさせていただきたいんですが、そういうことでよろしいんですね。そしてそれからそういうことで努力をさせていただきます。

○議長（岡田初雄君） 19番、小林健志議員。

○19番（小林健志君） ちょっと時間がないので、やめようかと思いきやったんやけど、私が一番尋ねたいのは、いわゆる総合福祉センターをどうするかという話でなしに、これまでの自治会長さんの署名をどういうふうにして白紙に戻すのかという行政側の考えをお聞きしたいんですね。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） これにつきましては、河東地区全体の自治会長さんと懇談の中で、私は前にも申し上げましたが、22年間どっちもよう放ったらかしで置かれておりましたなということをお願いしたと思うんですが、これは冗談紛れにそういう話もして、そういう中で何とか今年度中には皆さんと一緒に方向性を出していこうと、こういうことを決定をいたしておるところであります。したがって、重く受けとめていないとかそういう問題ではございません。

○議長（岡田初雄君） 以上で小林健志議員の一般質問を終わります。

続いて、3番、高山政信議員。

○3番（高山政信君） 3番、高山でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

局長から時間を早めてほしいとの要望がございましたので、前置きを抜きにして本題に入りたいと思います。

大きく分けて3点の質問をいたします。

環境に優しいまちづくりからでございます。

昨年8月の9号台風による豪雨は甚大な被害をもたらし、本市では現在も復旧事業に対応している最中でありまして。5月の24日には大雨警報が発令され、5月と

しての時間当たりの降雨量は、観測史上最大記録を各地で更新したと報道されておりました。これも地球温暖化の影響のあらわれではないかとも言われていましたが、本市においても40ページに及ぶ宍粟市環境基本計画案が示されております。その中の基本施策の1番目に地球温暖化及びエネルギー対策の推進を図ることが挙げられており、取り組む姿勢は伺えるものの計画だけで終わることだけではないようお願いを申し上げておきたいと思っております。

環境問題、温暖化問題にとって最大の敵は、無関心であると言われております。そこで、次の点について伺いをいたしたいと思っております。

宍粟市にとりましても、庁舎をエコボイド化したり、いろいろと取り組みがございます。市としてのエコ、省エネ事業への取り組みについて伺います。

また、市長が提唱された森のゼロエミッション構想、またバイオマスタウン構想などの推進に取り組んでおられますが、現在の施策の効果と今後の課題はどのようなものであるのか。

3点目といたしましては、行政活動における温暖化防止効果とCO₂排出量はどのようなものであるのか。

また、庁舎内照明、市内の防犯灯、商店街などの街路灯をLEDに交換した場合の経費とまた電気料金はどのようなものなのか。

また、7月7日の七夕にありますクールアースデーについて、市としてはどのような取り組みを考えておられるのか、伺いをいたしたいと思っております。

世界に誇る環境都市を目指しております宍粟市にとりましてのお考えを伺いたいと思っております。

次に、雇用対策について伺います。

景気回復の兆しは見えかけたと一部では報じられていますが、実感といたしましては我々には伝わってまいりません。市内においてもリストラに遭い、また退職者の中にも就労を望んでいる方がたくさんおられます。しかしながら、現状は殊のほか厳しくハローワークに行かれましても仕事がないと言われており、結果として市税の減少にも大きくあらわれてきておるところでございます。次の点について伺いをいたします。

市内の失業者の実態、また失業者数、失業率はどのようなになっておるのか、伺いたいと思っております。

緊急雇用対策の実施状況と成果についてでありますけれども、あくまでも緊急であると思われませんが、この結果正規雇用に結びついた例があるのかどうかであります。

す。

3点目といたしましては、市として就労支援対策へどのように取り組まれているのか。

また、市内の高校生の、また大学卒業者の就職率と市内就職者数はどのようになっているのか。

地域の活性化は若者の定住にあらうかと思いますが、若者定住の支援策はどのように取り組まれているのか、お伺いをいたしたいと思います。

6点目といたしましては、市内求人業者の情報確認と求人業者に対する支援策の取り組みについて伺いたいと思っております。

続きまして、安心安全なまちづくりについてであります。

昨年12月定例会において、障がい者、高齢者に優しい安心安全な道路についてお尋ねをいたしました。今回は、高齢者ドライバーについてお伺いをいたします。

高齢者運転手の交通事故が全国ベースで多発をしており、本市においてもそういったことが耳にしております。高齢になりますと用心はされておりますが、とっさの判断ができにくくなると言われております。免許の更新時において、70歳以上には高齢者講習会が義務化され、また75歳以上の方には認知測定もされておりますが、しかしながら、交通環境整備が遅れている本市では車は欠かすことのできない交通手段であります。今後においても増加するものと思われま。

そこで、運転免許返納者や運転卒業生への交通手段と対策について伺います。

また、高齢者の交通安全対策について、市の取り組みはどのようになっているのか、お考えを伺います。

そして、電動カート、野良カート、俗に言うキャリーというんでしょうか、等の安全講習会への実施状況はどのようになっているのか伺います。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 3番、高山政信議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 高山議員の御質問にお答えをいたします。

気候変動の問題につきましては、国連政府間パネルにおきましても「気候システムの温暖化に疑う余地はない」ということが示され、近年頻発しております集中豪雨についても、その影響によるものと推察がされております。宍粟市におきましては、現在、環境基本計画の策定事務を進めており、この計画の中で地球温暖化及びエネルギー対策についても、具体的取り組みを掲げたいというふうに考えておりま

す。

また、この基本計画と現在策定されておりますゼロエミッション計画、あるいはバイオマスタウン計画、これらの整合性も図りながらやっていくということにいたしておりますし、現在パブリックコメントといったこともやっているところであります。

まず、エコ、省エネ事業の取り組みについてであります。本年度は新たに宍粟市再生エネルギー利用促進事業補助金を創設をいたしまして、太陽光発電をはじめとするクリーンエネルギー機器を木質バイオマス機器の普及に取り組んでおり、こうした補助事業とあわせて環境教育や啓発事業を展開し、環境型社会への転換を図っているところであります。

次に、現在の施策の効果と今後の課題についてであります。本年度から創設をいたしました再生エネルギー利用促進事業補助金につきましては、5月末時点において17件の申し込みがあり、この制度が省エネルギーの推進に大きく寄与しているものと思われま。

また、木質バイオマスのエネルギー利用を推進するため、公共施設へペレットストーブの購入を進めておりますが、本年3月には一宮温泉まほろばの湯に木質ペレットボイラーを導入し、年間200トンのCO₂の削減を見込んでおります。今後、普及啓発活動の展開によりまして、燃焼機器の普及とあわせて、市内における木質ペレット製造を何とかできないかといったようなことも検討をしている最中でありま。

さらに、国においては現在、森林を温室効果ガスの吸収源として評価をいたしますオフセットクレジットの制度が整備されつつあり、兵庫県内の先鞭を切って市内の民有林と県内の企業との吸収源取引の契約が21年度に締結をされているところであります。こうした取り組みは、林業の新たな需要を高める手段としても期待され、今後は林業経営と環境保全を一体的に捉えた施策を推進してまいりたいというふうを考えているところであります。

次に、雇用対策の関係でございますが、急激かつ長期にわたる減速した経済活動の中、市内事業者においてもその影響は顕著であり、苦慮する状況が続いております。依然として市内事業所の設備投資は停滞ぎみであり、まだ回復する兆しというのはなかなか見えてこないというのが状況でございます。

宍粟市内の失業者の実態と失業者数につきましては、その数を正確に把握するという事はなかなか困難でございますが、経済、雇用状況から推測すると、まだ高

水準にあるものと考えられます。

龍野職業安定所によりますと、今年3月時点で西播磨の有効求職者数は、2月から452人増加の5,789人であり、有効求人倍率は前年の同月（平成21年3月）に比べ、ポイントは変わらず0.43倍と厳しいものがございます。

次に、緊急雇用対策の実施状況と成果についてであります。平成21年度に実施しました緊急雇用、ふるさと再生補助事業を活用した事業は8事業ございまして、新規雇用人数は延べ38人です。また、平成22年度につきましては、同様8事業ございまして、新規雇用人数は延べ56人を予定をいたしております。

次に、就労支援についての対策につきましては、昨年度の就労支援として、しごと・くらし相談室を開設をいたしまして、1年間の相談者は延べ200人に上っております。また、ハローワーク移動相談につきましては、7カ月間で延べ40人ということになっております。本年度も引き続きハローワーク移動相談を月2回龍野職業安定所とともに開設をして、地域の情勢に応じたきめ細かな対策を講じてまいります。

次に、市内の高校生の就職率と市内就業者数につきましては、市内にある3高校の今春卒業生に対する就職希望者の割合が27%で96人です。また、この就職希望者の就職率ですが、96人のうち就職決定者93人で、率に直しますと96.8%です。うち市内の就職者数は50人で53.7%ということとなっております。

次に、若者定住への支援策についてであります。若者の市内定住には、通勤距離が長いことなどの交通が不便であること、地域での雇用需要が少ないことなど厳しい条件が取り巻いております。企業誘致もさることながら地元産業の振興により多くの雇用を創出ができるよう、また、子育て世代への宅地分譲事業としての助成など取り組みを強化をしていく必要もあるんじゃないかというふうに考えております。

市としては、起業者支援助成のほか関係機関の各種制度とあわせ、市全体の課題としての少子化対策等も含め、取り組んでいく所存でございます。

次に、市内求人業者の情報確認と求人業者に対する支援策についてであります。

市独自といたしまして、求人業者の情報を確認することは困難ではありますが、ハローワーク等の国の出先機関、県と連携を密にしながら、把握に努めてまいっているところであります。

また、求人業者の支援策といたしましては、県の制度とあわせ市独自の支援策と

して、産業立地促進助成、産業振興資金利子補給、中小企業緊急経営支援促進、企業者支援助成制度により、より雇用しやすい企業環境を支援をしております。

次に、安全安心なまちづくりについての御質問でございますが、まず、運転免許返納者や運転卒業者の交通手段につきましては、平成20年10月1日に高齢者運転免許自主返納サポート協議会が発足をいたしまして、路線バス半額等の優遇措置が受けられる制度が創設をされております。しかしながら、民間路線バスの利用が困難な地域も多いことから、市内公共交通の問題解決に取り組むため、本年度において策定する宍粟市地域公共交通総合連携計画とあわせて、検討したいと考えております。

次に、高齢者への交通安全対策につきましては、市としましては山崎・安積交通安全協会と連携を図りながら、参加、体験、実践型の交通安全教室を実施をいたしまして、高齢者の交通事故をなくすために取り組んでいるところであります。

次に、電動カート、それから野良カートというんでしょうか、の安全講習会につきましては、自動車のように登録制ではないため、所有者の把握がちょっと困難なところがございます。現在そうした状況調査については、実施はできておらないわけです。今後、安全講習会の開催に向けて自治会、老人会及び交通安全協会などと連携を図り、安全対策について協議をしてみたいというふうに考えているところであります。

あとの質問等、具体的なことについては、それぞれ担当部長が申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、お答えをさせていただきます。

先ほどの御質問の中で、市が行いました緊急雇用対策の中で、正規の雇用に結びついたかという御質問でございます。

御案内のとおり、昨年度国において緊急雇用の就業機会の補助事業ですとか、ふるさと雇用の再生事業等が設けられております。基本的には、緊急雇用と申しますのは、上限を6カ月にいたしまして、離職者の繋ぎの雇用の制度でございます。平成21年から23年まで福知溪谷の関係の管理業務ですとか、図書館のネットワークに関する現況の調査等々に行った事業でございます。そのほか1年を上限にふるさと雇用再生事業ということで、50名山のルート選定等の管理事業を行ったものでございます。

そのような中、先ほど申しましたように、6カ月なり1年の上限の中で雇用をいたしたものでございますので、少なくともこの中での正規の雇用に繋がったものは

ないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） それでは、御質問いただきました環境に優しいまちづくりにつきましての3番、4番、5番の部分についての回答をさせていただきます。

3番の御質問の庁舎の温暖化防止効果とCO₂の排出量についてですが、本市におきましては、市役所業務における温室効果ガスの排出抑制を行うための実行計画として、宍粟市地球温暖化対策実行計画を平成18年11月に策定いたしまして、資源・エネルギー利用の削減や廃棄物の削減、グリーン購入等の推進に取り組んでおります。平成21年度の市役所庁舎等、これにつきましては市役所等でございますので、病院施設、学校、上下水道施設、衛生施設等が含まれておりますけれども、そのCO₂の排出量は8,803トンで調査開始時である平成19年度と比較いたしまして、約1.7%の削減となっております。トン数で言いますと17CO₂トンでございます。

次に庁舎内照明、市内の防犯灯、街路灯をLEDに交換した場合の経費と電気料金についてのお答えをいたします。

市役所庁舎の照明につきましては、現在省エネ効果の高いHf型32ワットの蛍光灯を約1,000本設置しております。使用電灯による試算によりますと、これらをすべてLED灯に交換した場合、電気料金を約40%節約することができると試算されます。さらに、LED灯については約13年間電球を交換する必要がないとされていますが、蛍光灯は2、3年に1回電球を交換しなければなりません。しかし、LED灯は1本当たり単価が高価であることから、電気料金を含めた経常経費の比較をいたしますと13年間で交換工事費を除いても約260万円の負担が増加すると試算されます。

また、市が管理しております市道関係の防犯灯、街路灯は蛍光灯、水銀灯合わせて205本となります。これらをすべてLED灯に交換することにより、電気代は約50%から60%節約することができると試算しております。このうち水銀灯をLED灯に交換する場合、電球が1灯当たり10万円から35万円程度必要となるとともに、器具に改造を要する街灯もあり、約5万円程度の工事費が必要となってまいります。これらをあわせまして、13年間の総経費を試算しますと、LED灯にすることによりまして約750万円の負担増となると試算されます。しかし、このCO₂の排出量を50%以上削減でき、地球温暖化対策に大きく効果があること

から、試算結果を踏まえまして庁舎の照明とあわせて、今後機器価格の推移を見ながら、照明機器の更新時にLED化についての検討を進めてまいりたいと考えております。

5番目のことでございますけれども、次に、クールアースデーへの取り組み状況でございますけれども、クールアースデーとは、環境省の呼びかけにより毎年7月7日に消灯による電力消費量の抑制と地球温暖化対策の啓発を目的に制定されまして、一昨年より夜間照明の消灯運動などが展開されています。本市におきましては、この日を地球温暖化防止とあわせて、宍粟市の恵まれた自然環境を再認識する機会として位置づけ、本年度は千種町鷹巣地区で星空観察会を開催し、多くの市民の皆様がこの取り組みの状況を周知を図りたいと考えております。また、地球温暖化の防止活動につきましては、地球温暖化防止活動推進員の皆さんの協力による啓発活動やふれあいミーティング等を通して、市民の皆様を対象とした環境学習を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 私の方からは、安全安心なまちづくりの中で、市長が御答弁申し上げました高齢者運転免許自主返納サポート協議会のことと、それから安全教室のことについて御答弁を申し上げたいと思います。

高齢者運転免許自主返納サポート協議会、これにつきましては、運転に不安を感じる高齢運転者の運転免許の自主返納を促進するため、県内の自治体や民間企業、民間団体に呼びかけをいたしまして、路線バスの利用料の半額であったり、各種施設の利用につきまして利用料の恩典を設けるなど、さまざまな優遇措置が講じられておりまして、高齢運転者の交通事故の防止を図るという組織であります。運転免許証に代わります運転経歴証明書というものが発行をされますので、それを提示することによって、それらの利用が半額免除であったりとか、利用の恩典が受けられるような制度となっております。

なお、本市にあつては近年高齢者の運転免許自主返納者数でありますけれども、平成21年度においては51人。そして、この平成22年には4月、5月までの数でいいますと、14名の方ということで、自主返納をされているという状況にあります。

次に、交通安全教室の内容でありますけれども、平素行っています安協の活動にあわせまして、兵庫県の警察本部では高齢者のための交通安全教育を行う、高齢者

交通安全教育隊というのが結成をされております。参加し、体験し、実践する、そういう参加・体験・実践型の交通安全教室ということでありまして、この教育隊が行いますのは、ビデオの映像と、それからまた模擬道路を多用したような、そういう歩行者の教育システムが考案をされてありまして、教室の中で、よりリアルに現場が再現できるようなそういう実感型の交通安全教室というようなことが実施されているということでありまして、ちなみに市内では、昨年その教室が6回開催されまして約120名の方が受講されているというような状況であります。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 3番、高山政信議員。

○3番（高山政信君） 極めて御丁寧に答弁をいただきましたので、再質問の余地がないような思いがしておるんですけれども、再質問を考えておりますので、お答えをいただきたいと思っております。

実は今、LEDのお話を企画部長の方から懇切丁寧に教えていただきました。もちろん経費、費用対効果等を考えますと、たくさんの経費が要る、これは間違いのないことでもあります。しかしながら、CO₂削減には多大な効果があるというようなことも認められておるところでございますし、一方には、駅にLEDの明かりを灯して、青い色を灯したら自殺防止につながったと、そういった効果もあるようでございます。

なぜこの質問をさせていただいたかと申しますと、実は自治会が防犯灯をつけておりますはね、それぞれの各自治会が。自治会負担ということで電気代と電灯は自治会の負担やと、設備に関しましては市の負担ということでございます。ちなみに、ちょっと我が自治会の様子を調べてみましたら、防犯灯が52基ございまして、これ20ワット球の蛍光灯の球なんですけれども、1灯につき点灯料金月額202円要るそうです。12カ月掛けますと12万6,000円、もろもろの電球の取り替えとかしますと約14万円ほどの経費が要ると。そういうことで、これはもうすべて自治会の方で負担をしておるわけですけども、これも電灯代何とかならんかというようなことを言われましたんが最初のきっかけで、何かいいことがないかなと思って発光ダイオードのちょっと調査をしましたら、そういったことが出てまいりましたので、市のほうの取り組みについてお伺いをしたらなというようなことで伺いました。

もちろんのことながら、庁舎の中にもこうして省エネにつながるような思いはあって、そういうふうにされておるんだろうと思うんですけれども、大変な経費が要

るようでございます。13年も経ちますと、それぞれ経費より増加の方が多いと、経費の増の方が多いというような思いがしておりますけれども、ただいまの発言の中では、順番にでも取り替えていくような思いがしておるんだというようなことをおっしゃいましたので、それはそれなりに伺っておきますけれども、例えばですね、この環境に特に優しい市を目指す以上、商店街とか、この庁舎の方からでもぼちぼちとそういった取り組みをやっていただけたらどうかなというような思いがして再質問をさせていただいておるんですけれども、最初の話に戻りますけれども、自治会でもそういった負担があります、本当にこうこの市内たくさんの防犯灯、水銀灯がありますので、そういったことでの何かいい考え方がないかなと。その経費の削減になる方法はないものかなというような思いがしておりますので、その点についてお考えを伺います。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 現在のところLEDの電気の球が大体2,000円から4,000円というふうに聞いております。先ほどお答え申しましたように、このコストがもう少し下がれば取り替えも十分できていくのかなというふうに考えております。また、蛍光灯につきましても安定器というふうなものの交換が必要であるというふうなことも聞いております。そのこともあわせまして、今後それぞれの自治会の防犯灯等につきましても、先ほど検討いたしますと言いました庁舎等のことも含めまして、今後その検討材料の一つにしていきたいなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 3番、高山政信議員。

○3番（高山政信君） クールアースデーのことをおっしゃいました。鷹巣の地区で星空を見上げる会というようなこと、これはもちろん子どもたちにとっても、地球環境を考える上では大事なことじゃないかなと思うんですけれども、これ全市に広げてですね、何かそういう全市に広げてそういった取り組みができないものかどうか。と申しますは、やはり環境はそれぞれ人間が排出したりいろんな問題でCO₂が増えておるんですけれども、そういったことをそこだけじゃなくって全市に広げるような方法が何か方策がとられないかなというようなことを思っております。電灯をともし、深夜電気ですから電気料金安いですけれども、例えば10時から12時までの間、8時から12時までの間電灯を消すとかいった試みをされている市というのか、自治体もあるようございますので、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 今回、初めてのイベント的なことで、宍粟七夕ライトダウンというふうな命名をいたしまして、鷹巣の自治会長等、自治会の皆さん方の御協力のもとで、このイベントをやらせていただきたいなというふうに考えております。まず、高山議員がおっしゃいましたように、これは自分の、どう言いますか、危機感というものをまず持たなければならない。そういった部分から始まっていくのかなというふうに考えております。この鷹巣地区にたくさんの方が集まるということは、なかなかできないことではあるんですけども、こういうふうな催し物をする前のこと、そしてやった後の啓発を含めて考えていきたいなと、そんな中でいろんな付加価値をつける中で、先ほど言いましたように、宍粟の自然を生かしていくというふうなことであったり、星の3行レターというふうなものも募集をいたしましたり、自然に合ったコンサートをやりたいなとか、そういうふうな計画をしております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 3番、高山政信議員。

○3番（高山政信君） それでは、2点目の雇用対策について、お伺いをいたしたいと思います。

本当に我々を取り巻く雇用の実態と申しますか、本当に厳しいものがございます。仕事がないんや、どないぞならんかというような問い合わせもたくさんあるわけがございます。定年退職されてもやはり繋ぎの仕事がないかなというふうなことで、本当に皆さん方苦しんでおられるんです。

その中で、特にこれからの宍粟市を担う若者世代の就労率、先ほどお答えいただいたんですけども、高校卒業されて地元に残る方が50%、僕は50%といったらまあどのぐらいの数字かと思うんですけども、やはりそれだけ、まず我々の時代だったらもっところ町外というか、市外に出て行く数字が高かったんじゃないかなと思うんですけども、今ちょっと市内に残る傾向があるんじゃないかなと、それだけ市の施策も講じられておるのかなというふうな思いがしてるんですけども、やはりこう地域の活力を生み出すためには一人でも多くの若者に残っていただきたいという思いが、我々はしておるわけがございます。

先ほども市長も答弁をされておりましたけれども、やはり地元企業誘致はなかなか難しいというふうなお話も聞いております。確かに企業、国全体が冷え込んでおりますので、この遠路のところまで大手企業がなかなか来にくい部分があるろうか

と思うんですけど、その点について本当にこう御努力のほどよろしくお願ひしたいと思うんですけども、実はですね、若者の話もさることながら、このたび御提案がありました国保会計から一般会計への繰り入れをされるということでございます。国保の加入者にとりましては、負担の軽減ということで誠にありがたい話ではあるかと思うんですけども、国保の加入者以外の税も当然その中には入っておるわけでございます。市内の零細業者、また個人会社などにとりましては、先ほど申しましたように、本当に景気が低迷をしております、社会保険、厚生年金を繰り出す、支払うのに四苦八苦されておるのが現状でございます。また、社保、厚生年金等々に入っていないければ求人が集まらないといったことがありますし、またハローワークに登録をいたしましても、やはりそれは厚生年金、社会保険に加入していないければそこは通じられないというような話でございます。そうすればやはり会社が成り立たないという現状でございます。やっぱり人材が集まらなければ会社はおのずから廃業への道を歩まざるを得ないというようなことになろうかと思ひます。先ほど申しましたように、一般会計からの繰り入れも大変ありがたい重要なことであらうかと思ひますけれども、やはりそういった方々もおられますので、公平性に欠けるのではないかなどこのように思っております。社保などに加入されておられる方に対しまして、会社の企業主に対しまして、福利厚生とかいった部分で応分の負担ができないものかなど。先ほどいろんな意味で支援をされておるといふような話が出ておりましたけれども、何とかせねばやはり会社が成り立たなければ、当然のことながら税収につながらないといった悪循環も生み出されますので、その点市長に特にお伺ひいたしますけれども、市長の考え方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） この件については、別の議案等で十分審議をされたんではないんですか。この今の質問、通告どこにもないと思っております。

○3番（高山政信君） 雇用関係の問題ですから。

○市長（田路 勝君） それはそやけど、国保、議案として別に上がっているわけですからね。そこできちっとされないと、これちょっとついでにというような話だったらおかしいのではないかなど、このことだけ申し上げておきます。

国保につきましては、もう既に御承知のように低所得者、あるいは高齢者の世帯、そういったのが大部分を占めております。ここにおられる皆さんもいずれ将来は国保会計に入られるわけでありまして、そういう中で今の景気の低迷だとかいろんなこ

とを考えると、幾らか一般会計から、原則は独立採算であります、やっぱり幾らかは支援をしていかなければ、ものすごい保険料の高騰ということにもなりかねない、そういうことからどれだけの補てんをするのが一番適正かということで検討した結果、先般も重々御説明を申し上げたと思っておりますが、そういうことでやっておるところであります。あくまでも原則は独立採算ということについては思っておりますが、やはり弱者ということを考えますと、そういうことも必要ではないかなとこのように思います。

○議長（岡田初雄君） 3番、高山政信議員。

○3番（高山政信君） 私の思いと市長の思いとが、ちょっとかみ合わない部分があったかと思うんですけれども、私は一般会計からの繰り入れる。これは私は賛成をしておりますし、当然のことながら、国保の会計が苦しいということは私どもの委員会でも十分委員の皆さん方もわかっておられるんじゃないかなと思うんですけれども、私は何を市長にお尋ねをしたかと申しますと、やはりそういったことについて、やはり社会保険に入っておられる方も、やはりそれぞれの方々が会社で収入を上げてこられて社保加入者も当然のことながら、税金を、市民税をかけておられます。その市民税もやはり国保の会計にも応分の繰り入れもあろうかと、こういった思いで私は述べたわけであります。

そういったことで本当に零細企業が多いこの宍粟市にとりましては、本当に先ほど述べましたように、いろんな年金制度がありますけれども、そういったことの年金を払わなくてはならない制度でありますので、本当にこの分納しながらでも払っておられる企業の話も聞いております。そういったことに何か支援ができないかなというお話をしたわけでございますので、その点は市長とのかみ合わなかった部分があるかと思うんですけれども、その点についてやはり国の雇用制度というのがございますけれども、国は雇用調整助成制度というのを設けております。それに対しては企業主だったり、またそこに勤められる方々に少しでも支援をしていこうという制度だろうと思うんですけれども、それでは、なかなか苦しいということで、市としての支援がないかなということでネットでいろいろと調べてまいりましたけれども、いろいろと各自治体で支援制度を講じておられます。そういった意味で、宍粟市としては何か上乘せの支援制度ができないのかなというようなことをお尋ねしたわけでございますので、市長その点よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 企業に対しましては、それぞれ市と商工会等が協力し合いな

がら、無利子、あるいは利子の安いそうした貸し付けでありますとか、いろんな制度をこしらえているところでもあります。今、あえて国保の関係が出されておるわけですが、先ほど申しました弱者救済ということも必要があります。それとともに、同額といいますか、給料が同じぐらいの人、国保の人と社会保険、あるいは共済、そういうものを比べますと、1人当たり個人負担の率というのは国保の方が高いわけなんです。そこら辺も踏まえて整合性があるという中で、そういう手だてをしているところでもあります。そのことを十分御理解をいただきたいというように思います。

○議長（岡田初雄君） 3番、高山政信議員。

○3番（高山政信君） 市長が言われましたこと、これは十分理解をしておるところでございます。

少し話を変えますけれども、企業誘致、大変難しいということではいろいろとお考えがあらうかと思うんですけれども、やはり企業誘致が難しい、市内に残る子どもさんたちが少ないか多いか議論のされておるところだろうと思うんですけれども、やはり姫路市内に出かけましても時間短縮ということが大事な部分かなと思うんですけれども、そういった意味で、やはり少しでも若い人たちに残っていただくと思えば、道路網の整備等々が必要かと思うんですけれども、そのあたり、ここに提案ですか、質問はしておりませんので、お答えいただかなくても結構かと思うんですけれども、やはり市長道路網の整備を特にお願いしたいなど、このように思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、最後になりますけれども、3点目のお話をさせていただきたいと思います。

今、社会的な問題となっております高齢化社会になりまして、何が困るかなと言ったら、やっぱり移動手段が一番困るんだということでございます。先ほど、車のお話をさせていただきましたけれども、やはりその点が大変高齢者にとりましては、頭の痛い話じゃないかなと思うんですけれども、聞きましたら買い物、それから通院するのにやはり足がなかったら困るという話でございます。

宍粟市でもいろいろと公共交通のネットワークづくりを取り組んでいただいておりますけれども、やはりその点十分に、昨日も同僚議員が発言をされておったんですけれども、同僚議員も言われておりましたけれども、やはりそういう公共交通システムの網羅をきちっとしてほしいという要望もありました。私もそのとおりであると思いますけれども、今後において本当に高齢者の方々が、先ほどのお話じゃ

ないんですけれども、免許証を返納されてもやはり足の確保ということが一番大事かなと、このように思っておりますので、その点市長よろしくお願いを申し上げたいと思います。

本当に笑い話じゃないんですけれども、親子げんかをしたんやと。何の話やというたら、親父もう車もうぼちぼち放せやと、こういう話なんですよね、子どもにとっては親はかけがいのない親であります。子どもにはやはり親を心配する気持ちがありますけれども、親にとっては子どもはいつまでも子どもなんですけれども、やはりいつ免許証を返そうかなという悩みもあろうかと思うんですけれども、やはり足がないから、よう返さんのやという話も出ております。もちろんタクシーの割引券もバスの割引券もいろいろと発行されておるんですけれども、最終的には足の確保ということであろうと思うんですけれども、市長、その点について最後にお尋ねしたいと思うんですけれども、これからの公共交通機関、そういったあたりを本当に充実していただけますか、どうでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 公共交通につきましては、法定のそういった協議会で今、そうした協議をされておりますし、今回の一般質問にも何度かお答えをしているとおりであります。

○議長（岡田初雄君） 以上で3番、高山政信議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時52分休憩

午後11時05分再開

○議長（岡田初雄君） 木藤幹雄議員より本日の本会議を一時退席する旨、届けが提出されておりますので報告いたします。

休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） 17番、伊藤です。どうぞよろしくお願ひいたします。

平成22年2月、宍粟市総務部総務課より出されました「コンプライアンスマニュアル、信頼される市政のために」を読ませていただきまして、そこからちょっと質問をしたいと思います。

宍粟市のコンプライアンス10カ条の10には、「市民参加を促進するには、説明責任を全うしなくては」とありますが、これ以前の問題として「市民に対しての情報公開」があるべきと考えます。このコンプライアンスのマニュアルを読みますと、情報公開をするという項目が一つも入ってないんですね。それで、まずこういうものを出す前提としては、やはり情報公開があるべきだとまず考えて御質問いたします。

宍粟市自治基本条例の中には、今検討中の中に入っていますが、市長としては市行政の情報公開についての考え方は、どのようにされるのかちょっとお聞きしたいなと思います。

和弘美術館購入についてですが、議会に対しての情報公開が適切に行われたかという点についてお聞きいたします。

平成21年7月21日に和弘美術館を市が購入、金額7,314万円に対してしそ市市民明正会が固定資産評価額3,537万9,940円ではないかとする件についての質問であります。平成20年9月12日に前の白谷市長のときですが、市の担当者は相手方に対して市の購入希望価格8,130万7,000円を打診しています。この時期に私の記憶では、私も当委員会に所属していたんですけども、私はこのときに、この物件は売買するような物件ではなしに、寄附していただくべき物件ではないのかと言わせていただきました。また、他の議員もなぜその固定資産評価を出さないのかという意見がそのときに多々出たと記憶しております。この点が気になるんですけども、10月の8日に市の幹部による財産評価委員会を開催して、和弘美術館の評価額を9,543万8,000円としています。これがどうも僕には理解できんのですが、これは本末転倒じゃないんですか。まずは、一般の取り引きに至っても、実際自分らが買うべき物件の評価をまずしてから、それをもとに相手方に交渉するのが、これが普通じゃないのかなと思うので、これがどうもわからなくて、ここを気になってお聞きするんですけども、この一連の流れの中で、議員は正しい情報を知らされなかったと私は考えます。市長の見解をお聞きいたします。

ここで、このコンプライアンスの行動指針のチェックの4、「市民の税金を使っていることを意識し、常に効果的、効率的で質の高い業務執行に努める」に照らし合わせれば、このケースはどのような判定になるのか、ちょっと市長の見解をお聞きしたいと思います。

次に、し尿券に関する不正について、これについても議会への情報公開の点からお聞きするわけですけども、このし尿不正問題により、今回のコンプライアンスマ

ニュアルが出てきたとありますが、この一連の流れで一番私が残念に思うことは、平成18年の6月28日に、し尿券の不正を職員が確認していたにもかかわらず、議会の担当委員会に報告されなかったということでもあります。市行政と議会との関係は何なのか、どうあるべきか問われていると思います。市長は今後、議会のあり方についてどのような所見をお持ちであるか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 伊藤一郎議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 伊藤議員の質問にお答えを申し上げます。

市行政の情報公開についてであります。これにつきましては私としてはできる限りいろんな情報を広報でありますとか、いろんな形でお知らせをするというスタンスをとっているつもりでございます。また、3月に議決をいただきました本年度予算でありますとか、あるいはいろんな拡大をいたしましたり、以前からの支援策についての一覧表こういったもの、そしてまた予算とあわせて、今、いわゆる起債がどのようになっているか、あるいは特例債をどのようなことに使っているか、こういった一覧表も自治会でありますとか、いろんな会合に出向いたときには見ていただくというようなことで、できるだけそういうことに努めているところであります。

また、政策等を決定してしまってから公表ということではなく、市の政策形成過程においても「宍粟市パブリックコメント実施要綱」というものを作成をいたしまして、情報の公開と市民の市政への参画を促進するようにいたしているところであります。

自治基本条例におきましても、現在検討委員会で進められているところでありますが、情報の公開につきましては、情報公開の認識のもと可能な限り公開することが、より公正の確保と透明性の向上が図れるものと考えており、そのように広報等でも公開をいたしているところでございます。

また、環境基本計画、今策定をいたしておりますが、これにつきましても広報等でパブリックコメントを募集をいたしております。これらの意見を今計画中のものと同じくあわせて、改良できるところ、あるいはこのままでいいものと、そういったことでやっていくことといたしているところであります。

次に、和弘美術館の購入に関する質問でございますが、相手方との事前交渉における市の希望価格の考え方、種々の意見が出ており、それを市が耳をかさなかった

のではないかと御指摘でございます。過去のことでありますので、私の見解とか考え方ということにつきましては、経過の説明なりということでお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、クラブハウスの場所は音水湖の地形からして、旧和弘美術館が最も望ましいということ。さらに、クラブハウスを新築する場合と既存施設を活用する場合のコスト比較をすると、和弘美術館の改修の方が安価であることから、相手方との交渉に入ったということで確認をいたしております。

なお、市における不動産の購入は、収用法に基づく強制買収のような場合を除き、あくまで相手方との合意が必要なことは御案内のとおりでございますが、こうした中で、今回の取得価格につきまして旧和弘美術館の建築価格も確認をいたしており、また、財源の手当など総合的に判断したものであります。

また、財産評価委員会が事前交渉の後で上限価格を決定しているとの御指摘でございますが、この間の経過を確認をいたしますと、平成20年4月4日に旧和弘美術館の取得価格について財産評価委員会を開催しておりますが、具体的な上限価格の決定には至らず、相手方の意向価格を確認することとなっております。こうした中で、最終的には平成20年10月8日に財産評価委員会を開催し、取得に関する上限価格の決定を行い、後に相手方との確認書を交わしているということになってございます。

なお、コンプライアンス行動指針に照らせ合わせばどうかということでございますが、冒頭申し上げましたように、価格については新設または既存施設の活用の検討や建設費、あるいは経年減価、県の支援を含む財源の検討など、総合的に判断をしたものというふうに理解をいたしております。

この間の議会への説明につきましては、委員会資料を確認する限りにおきましては、少し説明不足の感があったのではないかなというふうに推測をされます。今後におきましては、適宜適切な時期に協議をしていくことが肝要であるというふうに考えております。

次に、し尿券問題に関する議会への報告の遅れであります。これにつきまして経過をたどってみますと、議員御指摘のとおり平成18年6月に問題を確認以来、正式に議会に報告しているのは、平成19年10月の議員協議会であることの確認をいたしております。

本件については、平成18年当時、その原因が不明確なことや警察への調査の依頼を行っていることなどから、議会への報告が遅れたのではないかとというふうに、

あくまでこれは推察であります、そう思っております。今後におきましては、現在、自治基本条例策定に向けた取り組みを行っていることから御理解をいただきたいと思います、議会及び市民と市行政の情報の共有は今後の地方自治の基本原則であるというふうに考えておりますので、行政情報の公開については、最大限の努力を払っていく所存であります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） 基本条例の資料、第1回宍粟市基本条例検討委員会の自治体基本条例イメージ図というのがあるんですけども、この中に行政としては市民には情報の公開という線が入っているんですけども、議会に対して情報の公開が入っていませんね。ここら辺のところはちょっと気になるんですね。第2回目の宍粟市自治基本条例検討委員会資料の他市町の事例が出ているんですけども、情報公開について伊賀市の情報公開の文章では、市民はまちづくりに関する情報を共有する権利を有するという項目が入ってますね。それと、上越市のほうは、情報共有の原則として、市民と議会及び市長等が相互に市政運営に関する情報を共有するとなっておりますね。私としては、上越市の考え方に立つべきじゃないかなと思うんですけど、この点について市長の見解をお聞きします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 資料にそれが入っていないということではありますが、検討委員会はまだ始まったばかりでございますので、それはそれとして、私は共有というのは、今おっしゃったとおりで共有と言えるというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） 今度は、和弘美術館の件ですけども、やはり物品、何でもそうですけども、市が土地を購入するときとか、物品を購入するときには、必ずその価値は一体どれほどなのかということ、まずはきちっと確認、買うほうが確認をとるとい、僕は何にもこの金額が悪いと言っておりません。相手がこっだけしか売らんとするならばそれはしょうがない。こっちが買いたくて頼んでいるわけですから、それはなかなか向こうがおりてくれなければしょうがない。そやけども、経過のあり方としてはこの土地、この建物は何ぼやという査定をして、それから交渉しないと、それが当たり前やと思うんですけど、この点について僕どうも合点がいかないので、そこを説明してもらいたい。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 情報公開の原則として、いろんなことが行われるその過程の公表というのは、非常に大事なことであるというふうに思っております。そういうことで、先ほども申し上げましたが、その当時幾らかこの議会への説明なり、そういう時期が遅れたといえますか、適切でなかったのかということについては、やっぱり検討する必要があるだろうというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） この件について間が悪いんじゃないかな。早い時点から多くの議員が固定資産評価をすべきやということをごここで何回もやっているんですわ。この一般質問でも行われてますし、委員会でもやっている。ですから、どう言うかなあ、その背景があると思うんです。それは恐らくこれは県から委託事業みたいな感じで、あんまり市がかかわってなかった事業ということもあると思う。県が宍粟市やってくれと言って、全く事業をすべて県がこうしなさいというのをつくって、市に投げ出したということがあって、恐らくそういう形になったんだろうと思うんやけども、それにしてもですね、市が受けた以上は、やっぱりきちっとした考え方で行動を起こさないと僕はいけないと思うんです。

そういう意味で、これも市民団体から監査請求みたいなのが出ていると思うんですけども、私は宍粟市に今オンブズマンと言われるのが、宍粟明正会とオープン宍粟というのがこの1、2年の間に誕生しましたけども、宍粟市のどうか、民主主義いうか、そういう形成の中でよかったなと思っておりますけども、やはりそういう市民が疑惑を招くような処理の仕方というのは、僕はまずいと思うんですね。今回、市民明正会の方からこういうものが出てきてます。そういう意味について、オンブズマン的なものについて、市長の考え方まずお聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） どういうふうに、いいとか悪いとかいうことですか。宍粟市の発展、あるいは宍粟市をよくすると、そういう考え方でいろんな提言をいただいたりとか、あるいはこうした方がいいという指摘をいただいたり、そういうことについて私は喜ぶべきではないかなというふうに考えております。ただ、何ていいますか、隅っこをつつきまわってというようなことであつたとしたら、これはまた違う方向になりますが、大きな意味でそういうことが、市政の発展、あるいは健全な市政と、こういったことについての指導なり助言なり、そういったことをいただけるようなグループがあるということは、これは私は歓迎をしてもいいのではないかなというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） し尿券の件ですけども、このし尿券の前に1万円か2万円かの件で、ちょうど教育委員会で自分の引き出しに入れたままにしておいたという事件があって、処罰受けている職員がいますね。そんなわずかな職員のことも委員会に報告をしておりますながら、このような1,600万円からの公金がどこへいったかわからんというような問題が発覚して、議会に何ら報告せんという、これはね、そして、警察に依頼しているというけどもね、警察に依頼するような問題やったら特に議会に相談、逆に言ったらよっぽどすべきですよ、反対から言ったら。こういうことがあって警察にちょっとお願いしているんやという話が当然来なあかんのですね。

それで僕は人間というのは、性善説と性悪説とがありますけれども、今の民主主義の制度というのは、結局人間というのは悪いことをするものやという前提に立ってこれできていますよね。だから、ある意味でこうしてコンプライアンスをつくられ、されます。そして、これにはその宍粟市の服務宣言に関する条例がちゃんとこれは職員が職員になったときに署名する宣言文ですわね。そういうやつもあり、これらできちっとコンプライアンスと同じようなことがうたってあるわけですよ。それから、宍粟市職員の公益通報に関する要約とか宍粟市事務引き継ぎについての宍粟市事務引継規定とか、それから地方自治の規定事項だとか、いっぱいこうしてあるんですけども、これがやっぱり何ぼこんなに締めつけをしても、こういう問題が起きてくるわけですよ。それは、僕はやっぱりトップの資質にあると思うんです。僕はね、田路市長は昔から知ってますから、田路市長には僕は安心して任せられると思っております。しかしね、これがまたこれから長い間市政が続く中で、やっぱりそうではない市長も出てくるわけですよ。そのために議会のチェックがあり、オンブズマンのチェックがあるわけですよ。そういう中で、市長はどうしたら本当にこういう問題が防げるとお思いなのか、その点を本当にこれでこういう不祥事がなくなると思われるのか、そこら辺のことをお聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 非常に難しい問題ですが、こうしたことをなくしていかなければならないというふうに考えております。そういうことで、あえてコンプライアンスというようなことでやらなくても、公務員には職務規程なりいろんな規程があるわけですから、まず、そういった規程、あるいは法を守るという以前にやっぱり職員としての使命感、こういったものを植えつけるというのも一つのコンプライア

ンス条例に向けての、今検討をいろいろ、自治基本条例とあわせて検討してるところであり、そういうことでやっぱりこの一人一人の使命感を醸成するような、そういうこれから職員教育といえますか、そういったことも必要であろうと思いますし、これができるればそういったことにつきましては、少なくなったり、なくなってくるというふうに私は考えているところであります。

○議長（岡田初雄君） 17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） そういう意味で、今市長が提案されて進めておられます宍粟市基本条例という大事なものがあると私は思いますので、どうかいい基本条例ができることを願って終わりといいたします。

○議長（岡田初雄君） 以上で伊藤一郎議員の一般質問を終わります。

続いて、11番、大上正司議員。

○11番（大上正司君） 11番、大上でございます。通告に基づきまして一般質問を行いたいと思います。

質問は大きく2項目についてお尋ねしたいと思います。

まず、第1項目でございますが、梅雨の出水期を迎え集中豪雨などの災害が心配される季節となりました。昨年の災害復旧工事、いわゆる被災箇所への対応や避難所のあり方、避難勧告や指示等の発令基準、さらに災害救援対策などは万全でしょうか。また、組織としての初動体制や日ごろの職員教育、訓練などの状況についてお尋ねしたいと思います。

昨年の8月、台風9号の影響により集中豪雨により発生いたしました未曾有の災害から早くも10カ月が経過いたしました。この間、市長をはじめ職員の皆様、さらには関係機関の復興、復旧に向けた懸命の御努力によりまして、少しは落ちつきを取り戻した感じがいたしております。その御努力に対しまして心から感謝を申し上げますとともにお礼を申し上げたいと思います。

この通告書を提出しました先月の20日過ぎには、あちこちの河川や道路の被災現場で大型重機が慌ただしく動き、災害復旧工事が急ピッチで進められ、少しは安心したところでございますが、しかし、被災を受けられました皆様方の心の傷はまだ癒されていないと思います。梅雨や台風シーズンの出水期を控え、市としてそれに対応するべく昨年の災害の検証と復興計画のあり方を検討するための委員会を1月に立ち上げ、6月ごろにまとめるということで取り組んでおられるところでございますが、その委員会の報告はあったのでしょうか。

出水期を控え、二次災害などを大変心配し、おびえておられる市民がたくさんお

られます。このような市民の皆様にも少しでも安全と安心を与えるために、市長はどのような対応をお考えされ、そういったことについて、どのような対応をされようとしているのか、お尋ねしたいと思います。

特に、次の5点についてお尋ねいたしたいと思います。

まず1点目でございますが、災害復旧工事は、現在どの程度工事が進み、残った工事は今後どのような予定で復旧され、梅雨や台風シーズンの出水期をどのような対応により二次災害を防止されようと考えておられるのか、国県の管理する道路・河川災害復旧工事も含めましてお聞かせをいただきたいなと思います。

次に、2点目でございますが、国県管轄の河川にたくさん堆積土砂がございますが、これの取り除きにつきまして、これまで国交省等の数カ所の予定箇所をお聞かせいただいておりますが、その対応はどのようになっているのか。また、現在予定されている箇所以外、及び市が管理される河川などの土砂取り除きはどのようになっているのか。さらに、市内全域の河川の土砂堆積状況や危険箇所の調査、把握は十分なされているのでしょうか。把握されているなら、その対応状況と考え方はどのようになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

次に、3点目といたしまして、避難所のあり方、避難勧告等の発令基準などは万全かどうか、お尋ねいたします。

昨年の災害時、幸いにいたしまして、市内では避難中による犠牲者は出なかったわけですが、避難所に指定されたところが浸水したり、避難所に増水で行けなかったとか、避難所の選定と安全確保についていろいろと声がありました。5月の中旬に、ある新聞に県内の河川が氾濫すれば、避難所の約25%が浸水予定区域にあり、宍粟市も66ある避難所のうち27カ所が浸水想定区域にあると報道されておりましたが、これらの対応はどのように考えられ、万全な対応がなされているのでしょうか。

次に、4点目といたしまして、一旦災害が発生しますと、救援活動等に市、住民組織、ボランティアなどが協力し合い活動していただくわけでございますが、これらの日ごろからの連携や役割など協力体制は十分調整、協議されているか、お尋ねいたします。

次に、第5点目といたしまして、昨年の災害時職員の皆さんの対応について、市民の多くの方から感謝の声を、私は耳にいたしました。市民の皆さんは行政の対応について大きな期待を寄せられております。市民に安全と安心を与えるため、さらに研さんを重ね、市民の期待に応えていただきたいと思いますが、そのためには初

動体制など日ごろからの教育や訓練などが必要ではないかと思いますが、十分なされているかどうかお尋ねいたしたいと思います。

次に、大きい項目の2点目でございますが、国・県道改良促進の要望状況とその結果についてお尋ねしたいと思います。

市内に多くの国・県道が走り、どの路線も重要な路線であり、どの路線も未改良区間がたくさんあります。市民の皆様から早期改良促進の要望が強いところですが、これらの改良促進はどのように国県に要望、陳情され、改良予定はどのようになっているのかお尋ねするとともに、特に、次の路線はどのように要望され、どのような改良予定になっているのか、そういったことにつきましてお尋ねしたいと思います。

まず、国道429号の三方町～上岸田間及び河原田～水谷間、いわゆる高野峠のトンネルなどを含む改良について、お尋ねしたと思います。

次に、養父宍粟線の安積地内及び生栖地内と福中地内はどうなっているのか。

さらに、加美宍粟線の染河内地内の状況について。

また、一宮生野線の福知地内、特に福知溪谷休養センターの以北と言うんですか、それから大河内の方に向けての改良はどうなっているのか。

最後に、岩野辺山崎線の旧蔦沢地内はどのようになっているのか。

以上、大きく2項目についてお尋ねし、1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 大上正司議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 大上議員の質問にお答えを申し上げます。

災害復旧工事の進捗状況、二次災害の対応策、堆積土砂の調査と対応についての御質問であります。まず、国関係につきましては、道路災害が2カ所、河川災害が8カ所と土砂堆積等の区域が11カ所ございます。現在、安積地区、曲里地区をはじめ、河川災害と土砂撤去については13カ所が発注済みで工事中となっております。道路災害の2カ所は秋からの実施と聞いております。また、河川内の堆積土砂約20万立方メートルありますが、その撤去につきましては未着手箇所もございまして、今後、水際部以外で施工できる箇所について継続して撤去する予定となっております。

次に、県関係につきましては、道路災害が55カ所、河川災害が127カ所。現在完了している道路災害が8カ所、河川災害が21カ所で、発注済みが道路災害で20カ所、河川災害で52カ所、進捗率は61%となっております。残りの箇所は

揖保川漁業協同組合との調整の中で秋以降の実施となるようですが、発注は上半期と聞いております。ただ、中坪川の用地買収の必要性から、平成23年度の実施となり、そのほかは23年度中の完成を目途に進められております。また県河川の堆積土砂の撤去につきましては、再度調査を実施し、秋以降の撤去となる予定です。これにつきましては約5万立米でございます。

次に、市の土木部関係の災害についてであります。道路災害が橋梁も含めて85カ所、河川災害が97カ所。現在、完成もしくは発注済みの合計が86カ所、進捗率は47%で橋梁1基、宝来橋であります。これを残し、平成22年度すべての完成を目途に現在進めているところであります。

次に、二次災害への対応策についてであります。これから梅雨シーズン、台風シーズンを迎えるに当たり、二次災害を防ぐ意味から、できるだけ上半期に発注をと考えております。特に、民家の周辺等は早期な着手が必要と考えております。また国、県管轄の河川内の二次災害防止の観点からも、各請負業者を含めて巡視等の対応というふうにいたしておるところであります。

次に、予定している以外の堆積土砂の対応と調査状況についてであります。国におきましては、堆積土砂区域を含め危険箇所についての状況は把握済みであります。今後の整備計画で対応されるというふう聞いております。

次に、県におきましても危険箇所の調査と堆積土砂の箇所についての再調査を実施するというふう聞いております。市の管理河川内の土砂撤去につきましては、お聞きした箇所等も含めすべて撤去していると確認をいたしております。また、見落とし等がございましたら直営班等で対応をまいります。いずれにいたしましても安心、安全の観点から、進捗状況を見据えながら国、県に対して早期実施をお願いしていきたいと考えております。

次に、避難所のあり方、避難勧告等の発令基準等についての質問でございます。避難箇所のあり方につきましては、現在、市で広域避難所に指定しております箇所は83カ所ございます。これらは、合併前の旧町単位で指定していた箇所を継続したものであります。この中には、先ほどのお話で御指摘のとおり、浸水想定区域内にある避難所もございます。当然ながら、今後これらの避難所に関しましては、全体的な見直しを行う予定であります。周囲を山林に囲まれ非常に狭隘な地形において、風水害、地震災害、地すべり、山崩れ等、すべての災害に対応可能な避難所の確保は非常に困難な状況にもあるわけですが、こういう状況の中において、より安全な避難所の指定に向けた検討を進めていく予定としております。すべての

避難所が万全な状態の避難所とは、かなり難しい状況があると認識しておるところであります。限られた施設をより有効に活用していくことが大事であろうというふうに考えております。

次に、避難勧告等の発令基準についてであります。水害に関する避難勧告等の発令につきましては、河川の水位をもって発令基準の参考として運用していくこととしております。河川の水位につきましては、水防団待機水位から始まり、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位とそれぞれ河川の状況に応じて水位が設定されており、これらの水位状況と雨量データや気象観測データ等を総合的に判断する中で、適時適切な避難勧告の発令に努めていきたいというふうに考えております。

また、土砂災害につきましては、雨量や気象予報をもとに気象庁の発する土砂災害警戒警報等の情報に注意し、避難勧告等の発令に努めていきたいと考えております。いずれにしましても、避難準備等、余裕を持った行動ができるよう、早目の情報の発信に向けての取り組みを強化してまいります。

次に、災害発生時の救援活動における市と住民組織及びボランティアとの協力体制についてであります。先般、4月26日に市内建設業者83者が加盟する宍粟防災協会と「災害時における応急対策業務に関する協定」と、市内8者が加盟される宍粟市測量・設計災害対策協力会と「災害時における緊急測量業務等に関する協定」をそれぞれ締結をいたしたところであります。今後、災害発生時の応急対応に御協力をいただくこととなっております。また、今後、災害発生時の自治会間の相互応援体制の構築についても連合自治会と、今協議を進めていかなければというふうに考えているところであります。

次に、職員の初動体制及び日ごろの訓練についてであります。昨年の災害を教訓に、災害等緊急時の応急対応に係る配備体制も大幅に見直しを行いました結果、先般、5月23日から24日、大雨時における配備に際して、非常に迅速かつ整然と参集ができました。速やかな災害対策本部の設置と、事後の情報収集等警戒態勢に当たれたというところがございます。今後もより迅速な初動体制の確立に向けた訓練について取り組みを強化をいたしてまいりたいというふうに考えております。

次に、国道、県道改良促進状況でございますが、御承知のとおり、市内には軌道がなく車両のみが交通移動手段でございます。道路改良事業は社会基盤整備の中で、非常に重要度の高い事業と認識をいたしております。特に、国道、県道は市内の幹線道路でございます。改良促進のため、あらゆる機会を通じて陳情・要望を行っており、特に西播磨市町長会や県道路協会など11の促進協議会において、危険性、

必要性に対して優先的に要望を重ねているところであります。改良予定につきましては、兵庫県西播磨県民局が策定されております西播磨地域社会基盤整備プログラムに計画されておるとおりでありますが、御質問の国道429号三方町から上岸田間につきましては、平成30年度までに完了の計画とされております。

同じく、河原田から水谷間は、平成30年度までの社会基盤整備プログラムには現在計上がされていないという状況でございます。

次に、主要地方道養父宍粟線の生栖、福中地内につきましては、現在用地買収を行っており、これも平成30年度までに実施予定となっております。

同じく、安積地内におきましては、当面事業着手を見合わせる箇所となっております。

次に、主要地方道加美宍粟線の染河内地内につきましては、今後、社会経済情勢等の変化に応じて、事業の手法、区間、時期等の検討を行っていく箇所となっております。

次に、主要地方道一宮生野線の福知溪谷以北につきましては、平成30年度までの社会基盤整備プログラムでは計上がされていないという状況であります。

なお、昨年の災害で被災した7カ所につきましては、平成22年度中に災害復旧工事は完了の予定ということでお聞きをいたしております。

最後に、県道岩野辺山崎線につきましては、上牧谷地内を含め当面事業実施を見合わせる路線となっておりますが、御承知のとおり上牧谷地区につきましては、地籍図と現地に差異が生じております。昨年度に再度地籍調査を行ったところであります。今後は、視距改良等の局所改良として県に要望を行っていく考えであります。

いずれにいたしましても、その他の路線も含め今後とも機会あるごとに要望を強く行っていき、できるだけ早期に実施を求め、またプログラムに計上されていない路線につきましても見直しを行っていただくよう、今後とも粘り強く要望を重ねてまいります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、先ほど御質問の中で、台風9号に係ります災害復旧の進捗状況のお尋ねでございます。先ほど市長の答弁の中で、国なり県、土木部の所管についての御答弁がございましたので、私の方からは産業部で所管しております林道治山施設、農地農業施設の進捗の状況をお答えをさせていただきたいというように思います。

まず、林道治山施設につきましては48件計画をしております、うち完成もしくは契約済の箇所が39カ所、率にして81.3%でございます。同じく、農地農業施設につきましては、138件のうち契約もしくは完了している箇所が72カ所、率にして52.2%ということで、河川管理等との関係で若干遅れているという状況でございます。

引き続きまして、二次災害防止ということで、緊急倒木の処理の事業でございます。この件につきましても、昨年度から全体33カ所、890立米の倒木処理ということで、5月31日現在11カ所、約3分の1の箇所が現在完了しているという状況で、いずれの箇所につきましても、平成22年度完了ということで今計画を進めているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 大上議員の一般質問の途中でございますけれども、昼食のために午後1時まで休憩といたします。

午前11時54分休憩

午後 1時00分再開

○副議長（小林健志君） 報告します。岡田議長より体調不良のため早退する旨の届けが、副議長に提出されておりますので御報告いたします。

よって、私、副議長小林が議長の職務を務めさせていただきます。不慣れでございます。協力のほどよろしくお願いいたします。

また、大分暑くなっていますので、上着を脱いでいただいても結構ですが、質問者は外部への中継が出ておりますので御配慮願います。

休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

11番、大上正司議員。

○11番（大上正司君） それでは、再質問をさせていただきます。

先ほど市長より懇切丁寧に、また路線ごと等に回答いただきましたので、大方理解させていただいたんですが、いまだ少し質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の災害関連の質問でございますが、私、先ほど質問の中で、災害検証委員会の検討結果がどうなっているんでしょうかというような質問をさせていただいたと思うんですが、答弁があったんかどうか、聞き漏らしたんかもわかりませんが、ここらあたりどうなっているかということをお尋ねしたいと思

ったりしております。

私、昨年(2019年)の12月の定例議会におきまして、一般質問で去年の災害を検証し、二次災害の防止や原形復旧にとどまらず改良を含めた復旧工事、また避難体制の強化などを検討する必要があるんじゃないかなということ、佐用町などは検証委員会を立ち上げておられるが、宍粟市はどうなっているんですかという、市長に対して検討委員会の設置について考え方をただしたと思うんですが、市長はそのときに被災者アンケート調査や聞き取り調査を行い検証すると回答していただきまして、検証委員会の設置を明言されなかったんで、私自身は少し残念に思っていたところでございますが、本年(2020年)の1月に災害検証委員会が立ち上げられまして、いろいろと御検討いただいているということを知り、大変喜んでいただいております。いずれまた、答弁いただいたりしてわかるかと思うんですが、委員会の結果報告がなされることと思います。先ほど来、私がする質問いたしましたことなどは、すべてその検討委員会の検討の中に網羅されておりまして、報告があるかなと思ったりしております。その報告を待ってしっかりと対応していただき、どこよりも災害に強いまちづくりを展開していただきたいと、そして、集中豪雨や台風などが襲来しましても、市民が安心して安全に暮らせるよう万全を期していただきたいと思っております。

しかし、出水期が近づいております。委員会の報告を待って、十分対応ができるのかなと少し心配したりしております。先ほど市長の話にもありましたが、先月の24日に降りました雨、一宮で約150ミリぐらい降ったようでございますが、そのときの洪水で福知川などは、去年の被災箇所(土のう)が積んでありまして、その土のうを飛び越えたり、あるいは土のうが洪水で破れて流されたりして、非常に危険な状態になりまして、非難された家庭が、世帯でいいますと、6世帯ですか、15人ほどが非難されたというようなことになりまして、もう少し降っておれば大変なことにあちこちでなっていたんじゃないかなと、私は心配しているところでございます。

二次災害が発生いたしますと、市民の皆さんは許してくださらないと思うんです。行政に対して、その対応のまずさ等を厳しく指摘し非難されるんじゃないかなと思っております。そこで再度確認させていただきたいんですが、災害復旧に対しまして、懸命な御努力をいただいているということは重々承知し、理解しているわけでございますが、先ほどの御回答を聞きますと、まだまだ残工事が半分ぐらい、全体的にいいますと、あるんじゃないかなと思います。そして、その対応が秋以降とい

うふうなことも聞かせていただきまして、そういった災害復旧工事が未施工の箇所や河川の堆積土砂によりまして、河床が高くなっておって氾濫のおそれのある箇所など、二次災害が非常に心配される箇所、そういったところ、本当に万全な対策がしてあるのかどうか、昨年の集中豪雨のようなことが発生しますと、十分対応できるのかどうか。自信を持って対応できると言えるような状態じゃないんじゃないかなと思ったりするんですが、こういった心配に対して、市長はどのような考えを持っておられるかどうかお聞きしたいと思います。

さらに、災害アンケートにもありましたが、避難所の安全に対する疑問の声や避難時の情報伝達が不十分というような声が多くありましたが、これらの対応につきましても、先ほど5月24日の豪雨のときに職員の対応等てきぱきとできたというような感じの御回答がありましたが、ここらにつきましても、本当に万全が期されているのかどうか、再度お聞かせいただきたいなと思います。

まず、この災害の関連の質問をさせていただきたいと思います。

○副議長（小林健志君） 答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 災害の検証委員会につきましては、今月も会合が開かれておりまして、大体まとめの段階に入っているというふうに聞いております。これにつきましては、詳しくは担当のほうから申し上げたいと思います。

それから、先般の大雨によりまして、福知の一部で土のうが破れかけたとか、実際そういうことがございます。これは危険というよりも、どちらかというところ、万全を期してということで避難をされたわけでございます、それはそれでよかったというふうに思っております。

そういう危険箇所、まだ工事が十分ではありませんので、幾らか土手をオーバーしてというような場所もございます。そういったところには、それぞれ市民局ごとに土のう等の対応をするということで、それぞれの市民局でそういったことも検討をしてもらっているところでございます。

それから、また避難に関しましても避難場所の設定、これは非常に難しい面があるわけですが、この水害に係る避難場所、これまではあんなことがなかったものですから、かなり県の調査でも水に浸かる避難所がかなりあるというような調査が出てきておりますが、これは地震の場合とか、そういったことも想定をしながらというふうに考えておりますし、今度梅雨に入ってまいりますので、とりあえずは水害ということ想定をすべきかなというふうに考えているところであります。

それからまた、そうした避難所におけるいろんなことに関しましては、自主防災組織、あるいは自治会等にも必要な器具等も購入の場合の支援、こういったものを備えながら万全を期してまいりたいとこのように考えております。

それから、職員の配置につきましても一部見直しをかねまして、一覧表をつくって、この間それに基づいてやったわけでありますが、比較的災害がなかったということで、よかったなと思いますとともに、訓練的なことにはもう少しならなかったかなと、しかし、それでも配置等につきましてもスムーズにいったなというふうに感じております。

○副議長（小林健志君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） それでは、最初に1回目の回答の答弁の方で市長も申しましたけども、いわゆる災害につきましても、昨年度の災害に学びまして、その中で早目早目の行動を取っていくというふうな中で、先ほどおっしゃいました、5月23日、24日のそのときの体制でございますけども、14時40分に本部の連絡員待機が開始を始めました。これは23日の日曜日でございますけども、それで、夜中の2時33分に播磨北西部に大雨警報が発令されました。その段階でゲリラ降雨というふうなこともありまして、一宮並びに千種方面で河床が上がっておるところを重点的に連絡員待機を既に、その段階では配置をしておまして、その体制に臨んでおったようなことでございます。その後、すぐさま各部長、次長で構成されております1号配備を実施発令いたしましたけども、スムーズな集合であったというふうに私どもは考えております。その後、本部会議をする中での情報交換等並びに各市民局の連絡体制をとらせていただきました。また、一方で6月9日に災害の検証及び復興会議を開催させていただきました。

こんな中で、細目にわたしまして検証部会で協議をしていただいております。消防団の体制活動であったり、市民への防災啓発、また他市町との応援、それから防災拠点の施設、防災資機材の備蓄がどうあるべきか、避難所に避難勧告による退避、情報の共有等々、多くの項目にわたって協議をいただいております。間もなくもう一回の検証委員会を開催させていただく中でまとめに入っていきたいなというふうに考えております。

この検証委員会の中で、職員体制のことも再考をしておりますけれども、職員の中にも消防団に加入しておる者、また専門的にこの避難所に対応していく者、また連絡員として対応する者等、今までの体制とは違う形で取り組んでまいりたいなというふうに考えております。

先般の総務文教の委員会でも御報告申し上げましたが、この検証委員会で一定の考え方といいますか、指針を出していただくというふうなことでありますけれども、出水期を迎えた今日、現在のところ報告いたしましたですけども、時間降雨10ミリ、また累計で70ミリを超した場合に、その連絡員待機をしていくというふうな体制で、早目早目の体制を取り組んでいきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 11番、大上正司議員。

○11番（大上正司君） 検証委員会の様子につきましては、今聞きますと、先般9日に会議があって、もう一回開催されるように聞かせていただきました。いずれまともをしていただいて報告があるのかなと思います。どうかいろいろ検討いただいた報告をしっかり守っていただいて対応していただきたいなと思います。

災害復旧工事、一度に全部完了するというようなことは到底難しいことでございますので、未施行の場所があるということは十分理解するわけでございますが、今大体危険な箇所、緊急を要するようなところを優先に工事をしていただいて、あと土のうなどを積んで応急処置をしていただいているようでございます。土のうも時間がたちますと弱ってきたりするんじゃないかと思っておりますので、パトロールなどを強化していただいて点検をしていただき、対応していただきたいなと思います。私が心配するまでに、市長をはじめそれぞれ職員の皆さんずっと、雨が降ったら天気予報を見たりして、心配していただいているんじゃないかなと思うわけでございますが、そのあたり十分対応をお願いしたいと思っております。

災害に関係しましては、以上で終わらせていただきまして、次、2点目の国道、県道の改良促進の要望につきましては、いま少しお尋ねしたいと思っておりますが、このことにつきましては、多くの議員が再三、一般質問等をされておまして、私も一般質問で大変申しわけないですが、前白谷市長に対しまして、どの路線も重要でそれぞれの路線に関係する市民は一日も早い改良促進を願っておりますと、合併前より旧町ごとにそれぞれ陳情・要望をしているところでありますが、宍粟市としては、どこを、どのように、どの路線を優先して、市としてどのように調整し、国県に要望されているのかお尋ねしますということで尋ねましたところ、前白谷市長でございますが、これまで合併前に旧町ごとが要望されてきた上、改良計画がなされていることもあるので、それに沿って継承しながら要望していくと。特に、旧町間にまたがる路線については、その地域の歴史や文化をはぐくみ、また災害時には緊急の連絡道路として非常に重要な路線として考えるので、今後宍粟市としてはどこを優

先すべきか、緊急性等を十分検討し要望すると。また、要望は促進協議会や西播磨市長町会などを通じて行いながら、あらゆる機会を利用して要望していくというような答弁をしておられました。

田路市長におかれましては、こういったことにつきまして、どのようなお考えをお持ちでしょうか。特に、こんな考え方やこんな方法で国県に要望したいと考えているというようなことがございましたら、お聞かせいただきたいなと思います。さらに、先ほども聞きましたが、宍粟市として、前市長が言われたように要望の優先順位などを調整されたようなものがあるのかどうか、そういったことにつきましてもいま一度お尋ねしたいと思います。

いずれにいたしましても、どの路線も早期に改良促進をしていただきたいわけですが、私は特に国道429号につきまして、これまで鳥ヶ岬トンネルの工事が完了したら三方町上岸田間に着手すると、県から回答をいただいていると何回も聞かせていただき、いまだ何の動きもない状況でございましたと心配していたんですが、先ほど市長より平成30年度までに改良を完成させる予定ということを聞かせていただき、大変喜んでいるところでございます。そういったことで本当に今これ聞き始めなんです。本当にこのことにつきましては間違いがないかどうか再確認をさせていただきたいと思います。

さらに、養父宍粟線の関係で国道29号線曲里橋より嵯峨山間は安積地区でございしますが、道路の幅員が御存じのように大変狭小で、特に危険でございします。また、いつ山から落石があり、事故があってもおかしくない状況でございします。そういったことから人身事故が起きてからでは遅いので、早期改良を促進してほしいという要望が強いわけですが、昨年の災害時対岸の県立伊和高等学校などを含め、あのあたり一帯が河川の氾濫により浸水いたしました。これらの解消も含め、国道29号線の曲里橋の改築や交差点改良、またあそこの河川、国交省が直轄する掛保川でございしますが、これらの河川改修などとあわせて一体的な養父宍粟線の改良促進を県ばかりじゃなしに国土交通省にも働きかけていかなければいけないんじゃないかなと、私自身そんなことを思っているような次第でございします。

私たちでつくっております養父宍粟線の改良促進協議会でも、龍野土木事務所等には要望しておりますが、市としまして国交省に対し、そういったことを要望されたことがあるのかどうか。県土木事務所だけじゃなしに国交省にも強く要望していただきたいなと思います。そして、あの危険な箇所が一日も早く改良されることを願っているわけでございます。

以上、市内の県道の改良促進要望がどのようにされ、そういった路線ごとの優先順位などがつけられたというものがあるのかどうかということと、それから、先ほど聞かせていただきました国道429号の三方町上岸田間の改良につきまして、平成30年までに完成させるということにつきまして、本当にその予定なのかどうかということと、さらに、養父宍粟線の安積地区の改良につきまして、国道29号や揖保川河川改修等一体的な改良促進を要望することにつきまして、市長はどのようなお考えを持っておられるか、お聞かせいただきたいと思えます。

○副議長（小林健志君） 答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 道路につきましては、先ほど申し上げましたように、今述べられた路線等につきましては、すべてこれ重要な路線でございます。特に宍粟市におきましては、縦軸といいますか、この但馬に抜ける道というのは、これは一つの大きな幹線でございます。また、横軸につきましてもそれぞれ緊急時のいろんな荷物、あるいはそうした資材等の搬入等につきましても重要であって、そういう路線として加美、山崎等につきましては指定がかってされたというふうに私は思っております。その後、国なり県の施策、あるいは国の道路財源等の関係から若干、私にしてみると遅れてきているんじゃないかなという心配をいたしております。そういうことで強力にまた推進をしまいたいというふうに思っております。それから上岸田三方町間につきましては、これ既に県の方の冊子にもそういうことが織り込まれておりますので、これはそういう計画でされるというふうに思っております。

それから、安積地区につきましては、これこの間の災害のときにもいろいろそういうお話もしたわけですが、路線決定をどうするかということ、それから、あそこには大きな水路が走っております。頭首工、これが農林水産省の管轄ということになっております。それから、また県道とそれから国道の橋ということで、これらにつきましては、その都度いろんな形で要望等も行ってきておるところでございますが、一応あそこは鳥取方面、いろんなことの要所でありますので、これらについても強力に行ってまいりたいというふうに思えます。

それから、優先順位の見直しだとか、そういうことにつきましては、土木部長の方からお答えをしたいと思えます。

○副議長（小林健志君） 土木部長、神名博信君。

○土木部長（神名博信君） まず、優先順位につきましては、それぞれの促進協の中

から路線を整備要望しておる関係上、特に優先順位はつけておりません。

それと、もう一つですけど、主要地方道の養父宍粟線の安積地区につきましては、ちょっと今市長の方から御答弁されたんですけど、国土交通省管轄の揖保川と国道29号の安積橋が複雑に関係しております。土木といたしましては、この路線では、まず国道429号と重複しております三方町上岸田間と生栖、福中を優先的に要望しておるところでございます。当面、見合わせる地区となっております安積地区につきましては、その後の計画として要望を行っていきたいという考えでございます。なお、曲里地区の下流でございます中州につきましては、昨年の災害で被災した地元自治会から買収していただきたいという要望を受けまして、国土交通省に上申いたしております。で、平成22年度に予算化するという事もお聞きしておるので、このような状況から今後動きがありましたら、お繋ぎしたいところっております。以上です。

○副議長（小林健志君） 11番、大上正司議員。

○11番（大上正司君） 再度お尋ねいたします。

まず、養父宍粟線でございますけども、三方町上岸田間、そして用地買収がほとんど済んでおります生栖、福中地区、これらにつきましては、先ほどからの答弁を聞きますと、平成30年までに完了予定というふうに聞いておりますので、その予定が変更にならないよう、ひとつ市としましても強力に要望、陳情を重ねていただきたいなとお願いしておきます。

それから、養父宍粟線の曲里橋との交差点、先ほど部長の方からもありましたが、揖保川の関係、あるいは曲里橋の関係、交差点改良、それから養父宍粟線、そういったものの一体的なことで、今後、県だけじゃなしに国交省についても要望していただくといいことで取り組んでいただけますことをお願いして、質問を終わります。

○副議長（小林健志君） 大上正司議員の一般質問を終わります。

続いて、2番、寄川靖宏議員。

○2番（寄川靖宏君） 2番、寄川でございます。よろしくお願ひいたします。

今回は、地方自治、すなわち我が宍粟市と国家の関係、国との関係、関連について、基本的な、あるいは概略的な事柄について、お尋ねしたいと思っております。

改めて、調べてみますと、地方自治とはということで、こう書いてあります。地方の行政について、国家とは別な人格を有する地方公共団体の存立を認め、行政事務をその地方の住民が自らの責任と意思に基づき処理すること。民主政治の基礎と

されるというふうに書いてございます。

せんだって、先月の我々議員がいただきます全国市議会旬報にもそのようなことが書いてございまして、総理官邸で全国市議会議長会の会長が出席して、地域主権改革全般をテーマに地方六団体と政府側出席者が意見交換をしたというふうにあります。そこの記事には、あいさつに立った鳩山首相からということで、国が上位で地方が下位にある、こんなばかな話はない。あるいは同じ立場か、むしろ地域が上位にあるようなあり方の大転換をさせるべきと語り、次期主権改革にかける熱意を示した。また、補完性の原理に言及し、地域でできることは地域で行うべきとの考えを示した。

民主党のマニフェストに基づき、国が地方をコントロールするのをやめ、基本的に一括交付金化する方針を改めて示したというふうなことが、これは5月15日発行なんですけど、書いてございます。

私も議員になりましたして、民主党のマニフェストとか、2009インデックスとか、それから昨年末の新成長戦略など、目を通しましたら、大体が大げさな表現が書いてございますが、話半分といたしましても、現実には総理がどうこう言おうと、国家あつての地方でありますし、現実の地方自治、ひいては国と我が宍粟市の関係というものは、やはりまだまだ対等というわけにはいかないだろうと思います。

この通告書を提出しましたのが、先月の25日でありました。この時点では国のほうではまだ鳩山政権で、菅政権が誕生しておりませんでした。その後、ここ数日のことなんですけど、国の動きが本当にてんやわんやの大騒ぎのようでございます。しかし、大変質問しにくいということがありますが、また、答えづらい面があるかもしれません。だがしかし、民主党中心の政権ということは変わりがございせんし、マスコミが大騒ぎしているほどには、実際は鳩山政権と菅政権との基本的な考え方の差はほとんどないだろうと思っております。

では、通告書に基づきまして質問させていただきます。

昨年の衆議院選挙結果によって政権交代した新政府は、従来の日本の政治全般に対して、多くの変革の公約を掲げ、子ども手当・出産支援、公立高校の実質無償化、年金制度の改革、医療介護の再生、農業の戸別所得補償、暫定税率の廃止、高速道路の無料化、雇用対策など、今その実行実施に取り組んでおられることと思われまふ。なるものも、ならないものもあるようでございますが。

とりわけ我が宍粟市の市政にとって、大きくかかわってくる観点といたしましては、「中央集権から地域主権へ」とうたわれて、地域を再生させる政策という部分

だろうと思われます。

「国と地方」それから「官と民」の関係のあり方を見直し、地方の自主財源を大幅に増やしていく方針で、地域のことは地域が決める、政治主導を確立することで、真の民主主義を回復する、地域社会を活性化するため、郵政事業を抜本的に見直すなどと掲げています。

このような国の政策的な、ともすれば思想的なパラダイムの変化によって、市が新たに取り組みねばならない事業、改変や断念せねばならなかった事業などはあるのか。

市の事業を執行していく上で、行政職務上の組織編成にも何らかの影響、変化があったのではないか。

国の新たな政策理念やシステムを受けて、今後の市の計画、予算、方向性への影響はどのようなものが考えられるのか。

国の政治が今現実にどのように宍粟の市政に変化としてあらわれているのか、次の五つの事柄について、お尋ねしたいと思います。

まず、1番が景気対策と成長戦略、2番が教育方針、3番が財政運営、4番が地方分権、5番が陳情のシステム、以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（小林健志君） 寄川靖宏議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 寄川議員の御質問にお答えをいたします。

地方分権、それから地方主権ということが言われてきておるわけですが、これにつきましては、先の自民党政権あるいは今回の民主党政権、どちらにしましても、地方分権というのは進めていかなければならないということで進んできたということは事実でございます。

そういう中で、政権交代によって当市において、新たに取り組みならなくなった事業、あるいは改変、あるいは断念をせざるを得ないという事業等ではありますが、こうしたことは特にはございません。しかしながら、事業仕分けや国の財政状況による影響というものは、少なからず受けるであろうということは想像と懸念をしているところであります。

次に、市の事業を執行していくうえで、行政職務上の組織編成にも何らかの影響や変化はあったのかということではありますが、先の3月定例議会におきまして、宍粟市の組織条例の一部を改正する条例を上程して、組織の改編を実施いたしておりますが、この内容につきましては、市民サービスに直結する業務分野である市民生

活の安全、まちづくり施策に関する部分の窓口体制を集中・強化するために「生活環境部」を「市民生活部」に改編し、医療・健康保険については、健康福祉部門と統合することにより、市民にわかりやすい組織とするためなど、業務の集約、統合などによる効率化、簡素化を図りながらも、多種多様化する市民ニーズに対応し、身近な住民サービスを提供するための組織の改革でございます。政権交代による直接的なそういったものはございません。

しかし、国の動きと連携をするような形ではありますが、こども未来課ということにつきましては、幼保一元化といったこともあわせながら、教育委員会の部局に移行させたということでございますが、これは今後国におきましても文部科学省、それから厚生労働省、これらがそうしたシステムを構築をするということを前提に、そうしたことを行ったところであります。

次に、国の新たな政策理念、あるいはシステムというものを受けて、今後の市の計画予算、方向性への影響はどのようなものが考えられるかという質問でございますが、今のところ特段の影響はないというふうに認識をいたしております。しかしながら、事業仕分けの結果によっては、今後計画、予算、方向性の影響も懸念されるものがあるということで、その動向には今注目をしておるところでございます。

次に、国の政治が現実にはどのように市政に変化としてあらわれていくかということの御質問で、まず、景気対策・成長戦略についてでございますが、リーマンショック以来の世界的金融恐慌の中にあって、国は景気の対策を優先すべきか、成長路線が先かとの動きを見せ、高校無償化、また雇用調整助成金の対象要件の緩和や景気対応緊急保証制度の創設、エコポイントやエコカー補助制度の延長などの政策により、家計の可処分所得を増やすことにより、消費を拡大し、内需主導型の成長を図ろうとしてきたところであります。しかしながら、景気の動向として企業は若干上向いているものの、家計につきましては、依然として厳しく、いまだ完全に復調する兆しというものは見せておりません。

景気の抜本的な対策は国の主導に頼らざるを得ない状況でありまして、市としましても、木材供給センター等の新規企業の立地による安定雇用を支援し、また国県の政策事業にあわせ、市独自の起業家支援助成や産業立地促進助成、産業振興資金利子補給、中小企業緊急経営支援促進制度等、支援策を積極的に推進をしまいたいというふうに考えております。

また、成長戦略としましては、長期的な展望として、企業立地を促進する基盤的な整備計画の策定、市内の遊休地の調査、あるいは掘り起こしを行い、ひょうご神

戸投資サポートセンターなど関係機関への登録を積極的に行うことにより、土地情報の提供を進めているところであります。

次に、財政運営に関する影響あるいは変化についての御質問であります。宍粟市にとって税収減とともに、三位一体改革以降、景気低迷により地方の財源確保は十分と言えないという状況でございます。

その中であって、地方交付税、臨時財政対策債の増額、また、再三にわたる経済対策として交付されております経済危機対策等の臨時交付金事業については総額約16億6,000万円の交付となり、市としましては懸案事業の前倒し等が可能となり、市民生活にとって効果があるというふうに考えております。

現時点に限って言えば基金に依存しない財務体質を目指す観点から一定評価ができるというふうに考えておりますが、その財源は国債に大きく依存しており、交付税制の見直しも含めて、将来的な影響が懸念をされるところであります。

さらに、補助金の一括交付金化も議論されているところでありますが、自由な活用の反面、その手法あるいは範囲等不透明な部分が多くあり、今後、地方の事業推進に大きく影響が出てくるのではないかと、こんな心配もいたしているところであります。

次に、地方分権による影響でございますが、既に御存じのように、国では、地域主権戦略会議によって、「分権」から「主権」へと大きく地方が変わる地域主権戦略大綱が6月に策定の予定であります。

その骨子案によりますと、国の法令による義務づけ・枠づけの見直しと地方自治体の条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲、ひもつき補助金の一括交付金化などが盛り込まれています。

それに伴いまして地方主権推進一括法案、一括交付金化関連法案が成立し、地方自治法の抜本見直しである「地方政府基本法」が制定をされますと、今後は、地方自治体の自主性が強化をされ、自由度が大きく拡大するというふうに期待がされるところであります。

いよいよ住民に身近な行政は、地方自治体が自主的かつ総括的に広く担い、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組む地方主権社会がスタートをするということになっております。

宍粟市におきましても、地方主権社会の構築に向け、本年度は、市民、議会、市が協働と参画によって、自治を行うための「宍粟市自治基本条例」の策定に向け、市民を中心に構成する検討委員会によって、素案づくりを現在進めているところで

あります。

議会におきまして、今後検討を予定されている議会基本条例の制定と連携をしながら、宍粟市にふさわしい自治基本条例を制定をしたいというふうに考えております。

次に、陳情のシステムについての影響であります。新陳情システムにより、県連から民主党幹事室経由となった省庁への陳情であります。基盤整備などの要望はこのルートによることとなったため、従来の西播磨市長会・副市長会を経由、あるいは県の市長会・副市長会の取りまとめによる要望は、基盤整備を除くということになっているわけでありまして。

その他の質問については教育長がお答えをいたします。

以上です。

○副議長（小林健志君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 寄川議員の政権交代による教育への影響、教育方針ということについての御質問でございますけれども、基本的には大きな変化はないと考えております。

具体的に申し上げますと、例えば全国学力・学習状況調査が、いわゆる悉皆調査から対象校を3割に絞った抽出調査になったというような、そういう国の事業の規模の一部の見直しの変化があったと思います。しかし、基本的に教育全般についての、例えば学校教育における基本は学習指導要領でございますけれども、この学習指導要領に基づいて実施しておるわけでございますので、教育の方向性については大きな変更はないと考えております。

学校教育の中身でございますけれども、平成20年に学習指導要領が10年に一度改訂されるわけですが、現在この移行期間中に入っております。小学校では23年、中学校では24年度の完全実施に向けて取り組んでおるところでございますけれども、この学習指導要領につきましても、いわゆる「生きる力」を育むという基本的な考え方については引き続き受け継がれておるものと考えております。

宍粟市におきましては、この「生きる力」の育成に向けて取り組んでおるところでございますけれども、この生きる力の具体的なものとして、三つの要素があると考えております。1つは、いわゆる基礎、基本としっかり自分で考えて判断する、いわゆる「確かな学力」という側面と、それから「豊かな人間性」、自ら律しつつ他者とも協調しながら人間性豊かな力を育むという豊かな人間性、それから「健康な体力」といいますか、この3つの部分を合わせて「生きる力」と定義するわけで

すけれども、その中の特に宍粟市においては確かな学力の育成に向けた施策を推進していきたいと考えております。

具体的には、本年度、4月の24日に実施しましたけれども、小学校4年生、6年生、それから中学校2年生という、この子どもたちの学習・学力の状況調査を実施しました。この結果を受けて、小・中学校が連携して課題を明らかにしながら、中学校区ごとに小・中が連携しながら、課題を整理して学校、家庭、地域とが連携しながら、検証と改善のサイクルをつくりながら、9年間を見通した確かな学力の育成に取り組んでまいりたいと思います。

この具体的な施策の部分ですけれども、1つは、読書活動の推進という部分を本年度挙げております。具体的には、学力の基本として、いわゆる読む力、考える力、創造する力、興味・関心、いわゆる学力形成の基礎としてこの読書というのが非常に重要な部分があります。そういう部分でこの読書活動の推進というのを確かな学力育成の一つの具体的な柱としております。

2つ目の柱としましては、いわゆる地域総ぐるみといいますか、地域総がかりで子どもたちを育てていこうという部分でございます。

これにつきましては、学習習慣の育成や生活習慣というものが非常に学力の大きな部分を占めると言われております。こういういわゆる学習生活習慣の確立に向けては、小・中の連携、あるいは地域と家庭と学校がうまく連携しながらやっていくという部分で、地域総がかりで子どもを育てるとというのが2つ目の柱でございます。

それから、3つ目の柱につきましては、ふるさとを愛する心を育てるという、宍粟の良さを伝えながら、自分たちのふるさとをしっかりと知り、ふるさとを愛する心を育てるということも非常に重要な柱として挙げております。

具体的には、本年度、3年生、4年生の社会科副読本の中に「わたしたちの宍粟」という副読本を作成させていただいております。4月からそれぞれの学校で社会科の時間に、例えば宍粟はどんなまちだろうか。あるいは宍粟の人々はどんな仕事をして、どんな暮らしをしておるのだろうか。あるいは宍粟の中でいわゆる安全な暮らしを守るということで、どういうふうなことをされておるのだろうかという、宍粟の中の教材を活用して学習を取り入れております。

それから、小学校の自然学校についても、宍粟市内で実施という形で進めております。

それから、4つ目の柱につきましては、いわゆる教師の教師力を高めるという部分につきましても、確かな学力の育成の上で非常に重要な部分がございます。この

教師力を高める研修体制の充実という部分で、本年度、従来どおりやっておったわけですけれども、兵庫教育大学にあわせて近畿大学姫路大学とも連携しながら、研修の充実を図っております。特に、平成24年度から小学校の教科担任性が入ってきますので、小学校の理数教育の充実に向けた近畿大学姫路大学の理科の先生、教授ですけれども、に御指導をいただきながら、小学校の先生を対象とした理数教育の研修を新たにつけ加えたところがございます。そのほか、学力向上のための研修あるいはマネジメント研修等にも取り組んでおるところでございます。

それから、社会教育におきましては、社会教育全体の今後のあり方を検討する、いわゆる社会教育振興計画の宍粟版の作成を本年度、来年度にかけて取り組んでおるところでございます。生き生きと学び、学んだことを活用する、それを地域に広げていく、あるいはリーダーを育てるといふ、そういうような生きがいくくりも含めまして、生涯学習パスポート事業等にも本年度取り組んでおるところでございます。

それから、子育て支援の部分でございますけれども、子育て支援の施策につきましては、国においては、現在文科省、厚労省の二つの所管となっておるわけでございますけれども、すべてを「こども園」、仮称ですけれども、として一本化して幼稚園教育要領、あるいは保育所の保育指針を統合した「こども指針」、これも仮称ですけれども、に基づく教育・保育が総合的に提供できるようにするという、そういう基本方針を平成25年度、本格実施に向けて、現在、国のほうでは詳細が取りまとめられておる段階でございます。

市におきましても、多様化する子育てのニーズに対応するために、就学前の児童の施策、あるいは効率的、効果的にその施策を進めるということで、本年度より、先ほど市長のほうから御答弁がありましたけれども、こども未来課を教育委員会に新設しておるところでございます。その中で、いわゆる学童保育、保育所、子育てセンター、幼保一元化等につきまして、効率的に推進を図っていくところがございます。

いずれにしましても、今後、子育て支援につきましては、制度や財政措置等、国の動向も踏まえながら、子育てを社会や地域社会全体で支えていくという体制づくりを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○副議長（小林健志君） 2番、寄川靖宏議員。

○2番（寄川靖宏君） ちょっと質問の仕方がまずかったのか、ちょっと私が思っておると大分違うんですが、実は、政権交代というのは、大分従来のいわゆる自公

政権と違う、それこそパラダイムで成り立っておると思います。実際、そういうことなんでしょうと思います。例えば景気対策、成長戦略といいますと、これは菅直人総理が前職のときに中心になってつくられた新成長戦略、サブタイトルが「輝きのある日本へ」ということなんですが、ここには公共事業依存と市場原理主義から脱却して、新たな成長戦略の第3の道として、「需要からの成長」と銘打って、成長への起爆剤に環境、健康、観光で100兆円超の需要、国民生活の向上に主眼を置くというふうに書いてあったりするわけです。これが去年からどのようにこの市に刺激を与えたといいますかね、影響を与えてきたかというようなことがお聞きしたいわけです。

もう一つ、大きなところを言いますと、公務員改革があります。これは国の公務員改革なんですが、それを調べておりますと、こういうふうに書いてあるんですね。これ民主党の政策集、2009インデックスの行政改革の項です。真の行政改革のためには、国と地方のあり方を抜本的に見直し、地方分権を進めることが不可欠、国の機関の組織及び定員は、行政刷新会議の提言に基づいて抜本的に改める。これ抜本的という言葉が非常に多いんですが、特徴的なんですが、本当に抜本的に変えようとしておるんだろうと思うんです。

そして、大胆な、この大胆という言葉も非常に多いんですが、大胆な地方分権等の結果、国家公務員の定数も大幅に減少すること等により、国家公務員総人件費を2割以上削減することが可能と、こういうふうに書いてあります。地方分権推進と国庫公務員総人件費の削減、これが公務員制度の抜本的改革の趣旨です。このときに、やはり国家公務員を人数か、給料を下げるかするんでしょうが、そこら辺はよくわかりませんが、2割以上削減すると。そして、国のほうは削減する一方で、他方、地方分権の推進というのですから、恐らくこれから地方はもっと公務員を増やす必要が出てくるのかなというふうに取り取れるわけです。

そのときに、やはり市としては人件費がつかまとうと。企業でいいますと、一番削れ削れと銀行やなんかになんかに言わせると、まず建て直すには人件費を削れということと言われるわけですが、これは非常に地方にとって相当お金をもらわんことには難しいというふうには思います。これが2つ目です。

それから、もう一つは、先ほど教育長が語る宍粟市の教育方針を述べられたんで、私もそれは一応読ませていただいたんですが、実は、それではなくて、何度も言いますが、政策的一掃的なパラダイムの変化というのは、例えば民主党といいますのは、特徴的なのが、これまでの教育方針とは全然違う教育方針であるんじゃないか

というふうに思います。

参議院議員の会長ですかね、が、日本教職員組合のバックで参議院のトップにおられると。この日本教職員組合といいますのは、これは、ちょっと読んでみますと、「教職員の待遇改善、地位の向上、教職員定数の改善をはじめとする教育条件の整備などを主な目的として活動している団体である」ということなんですね。それで、2007年の教育基本法改定、教員免許更新制導入に反対する運動、こういうことをやってきております。それから、平和運動など、政治的な数多くの活動も行っていると。私に関心があるのは、国旗掲揚及び国歌斉唱を入学式や卒業式などで行おうとする文部科学省の指導に対しては強制であるとして、そして批判的な立場をとるといったことなんです。この文部科学省というのは、従来の政権までの方針ですね。こういう日教組の政治色があるわけですね。

実際、教育現場で文部省の通達により日章旗、日の丸の掲揚と君が代の斉唱の指導が強化されたというようなことがあって、どこかの、これは広島県でしたか、校長先生が自殺されたりするというような事件が起きました。こういうふうにはやはりどのくらいの変化があるのかなというのは、大分大幅に違ってくるはずなんだろうというふうには思うんですね。そこら辺の影響というものはなかったんだろうかなと思うわけです。大胆な改革ということが前面に出ておりますので、そのぐらいの何か変化があるのかなと。あるいは先の陳情とか、請願とか、要請とか、そういうシステムなども市長からお聞きしますと、やはり従来と全然違うようですから、やはり国と地方とのあり方というのは、やはり異なってきたとしても当然ではないかと。あるいは鳩山政権の後を地方分権を推し進めるということになると、宍粟市としてはこれまでの国とこの市との付き合いというのは相当変わってくる。考え方も変えていくようなことにはなりはしないかなというふうに思うわけなんです。ちょっとその辺、もし、ここで答えが出るようなものじゃないんで、私も研究のために質問しておるわけなんで、答えられる範囲でお願いしたいと思います。引っ張るつもりはないので、よろしくお願いたします。

○副議長（小林健志君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 先ほどのお話の中で、いわゆるもっと大きな枠組みでのお話ですけども、まず、日教組がいろいろ言っておるとい部分がありますけど、我々としては国の教育政策の中でそれを受けて我々の政策を、公教育をやっていくという部分があります。

まず、1点の教員免許の更新制につきましては、法律ができて新しい政権に

なりまして、確かに見直すという方向は出ておるようでございますけれども、具体的にどういう形でという部分については、現在まだ方向が決まっておるわけではございませんので、その方向が決まる中で具体的に決まっていくのではないかと考えております。

特に、今年度につきましては、従来どおりこの制度に基づいて行っていくという、そういうことの通知としては来ておりますので、御報告申し上げます。

それから、国旗、国歌の斉唱等につきましてはいろいろな経緯があるわけですが、いわゆるこの国旗、国歌につきましても、一つの法的根拠の中で、いわゆる儀式的な中で位置づけられたものでありますので、これにつきましても従来どおりそれぞれの学校で今までどおりの方向で行うということが現在の状況でございます。

それから、教員の待遇改善という部分につきましては、基本的には特に小・中学校の職員については、いわゆる県費負担職員といえますか、国費の半分、それから県費という形でいわゆる待遇が決まっておる部分がありますので、これについて、市としてどうこうはできない部分があるかなと思っております。

それから、いわゆる定数の問題、あるいはいわゆる学級の人数の問題ですが、いわゆる少人数学級等につきましては、我々としては現在、いわゆる30人学級という形になっておるわけですが、いわゆる新学習システム等の加配をお願いしまして、できるだけきめ細かな指導ができるような、そういう加配をお願いしたいという形で要望をしておるところでございます。

○副議長（小林健志君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 地方財政の影響について、概略を御説明申し上げたいと思います。

ただいま御質問がありましたように、成長戦略関係、これを新たな内需を組織しようということは、これまでも大きくは変わっていないのではないかと考えています。ただ、その中身については、地方によりまして新たな産業を組織するとか、そういう工夫はされておると思いますので、そういった意味では、先ほど市長からありましたように、約16億、17億の交付金があったということは宍粟市のいろいろな事業に貢献をしたというふうに思っております。ただ、問題は、その財源でございますが、すべて国債、地方債、いわゆる国民の借金でもって配られた財源であるということを地方としては十分に認識をしなければならないかなというふうに思っております。

それで、これまでの行革でございますが、国家公務員、平成16年当時111万人ございました。これまで改革されまして109万人、いわゆる1.2%しか減っておりません。それに比べまして地方公務員は308万人が286万人、7.4%減っております。これは地方は頑張っ行って行革をしたと。国はあまり減ってないということが言えると思います。また、合併につきましても3,155自治体ありましたが、今日では1,800弱の自治体に合併をいたしております。特に議員さんの数も5万5,000人が3万3,000人ということで、地方は一生懸命行革をやったのではないかなというのが地方六団体の意見でございます。

今後、公務員、それから地方分権関係を進めますと、当然自立できまして、地方が自主的に事業ができると。これは大きく評価できるんですが、問題は財源でございます。現在40%の財政力、いわゆる60%が交付税でございます。これも借金に依存して配られていることが、今後どういった形でやられるか。これは新しい政権の課題ではないかと思えます。まさに、先ほど言われたように抜本的な改革、たれが是非とも必要になってくると思えますので、今後ともそれに注意をしつつ、そういった影響を検証したいというふうに思っております。

○副議長（小林健志君） 2番、寄川靖宏議員。

○2番（寄川靖宏君） ありがとうございます。別にどうのこうのというほどではないんですが、昨日の新聞を見ておりましたら、こんなふう書いてあったんです。神戸新聞だったんですが、既存のシステムや暗黙値を壊していったというふう書いてあるんです。つくっているつもりで壊している民主党政権は早くその誤りに気づいて本来の方向にかじをとるべきだとか、それから、迷走は政治に理念かないことだとか、いうふうなことが書いてあったんです。羅針盤も海図もなく、大海を漂うような状況だというふうなことが書いてあって、これからその地方がどういうふうにしていったらいいかというふうなことをちょっと心配したんですが、やはり今日お聞きしました国の動向とは関係なしに、我々も一生懸命努力しなければならないのかなと。

ここにも最後のほうにちょっと書いてあったんですが、市民力を発揮すべき局面は、数年に一度の選挙のときではなく、もっと日常的なものだというふう言われておる方がおられました。社会運動は1ミリずつを刻むものであり、政治的党派を越えて短期、中期、長期を見据え、妥協やすり合わせをしていくことが課題だというふう言っておられたというふうなことが書いてありました。私もいろいろ議員にならなければ、こんなことは考えないんですが、そんなことを考えております。

今日はありがとうございました。

以上です。

○副議長（小林健志君） 寄川靖宏議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 2 時 25 分まで休憩いたします。

午後 2 時 13 分休憩

午後 2 時 25 分再開

○副議長（小林健志君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

続いて、10番、實友 勉議員。

○10番（實友 勉君） 10番、實友でございます。通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

私は、林業行政と公益的森林保全のバランスについてということで、御質問をさせていただきます。

昨今の作業道敷設によりまして、大型重機持ち込みの大規模伐採は、林業労務の削減、また若手従事者の定着等が主たる目的の基本であろうと思われておりますが、近年の林業行政に一抹の不安を感じておるところでございます。

現在、建設中の木材供給センターの原木年間取扱量が10万立米から12万立米と大変大きな量が見込まれておるところでございます。当宍粟市の平均ヘクタール当たりの生産量につきましては、皆伐で250立米程度というふう聞いておりますが、それで単純な計算をいたしますと、年間400ヘクタールを伐採することになります。林業従事者の減少から考えても、重機に頼らなくてはならない状況にあることは十分理解をしておりますが、林地災害の危険性を考慮したとき、疑問を抱かずにはいられない状況でございます。

昨年、今年と私の近くでも山林伐採が2カ所行われました。今年の3月議会で大上議員の質問に対しまして、市長は間伐伐採を主とするというふうにお答えになっております。私の近くの2カ所ではどちらも皆伐伐採でやられておりました。また、重機使用によるものにつきしても、山は一部ではございますが、大きく荒らされております。下流には少しの雨でも濁水が流れる状況でございます。また、今年伐採されたところにつきましては、急傾斜地危険区域にも指定をされているところでもあるようでございます。近くの建物ではこのような状況を危惧されまして、災害保

険に加入せざるを得ないということで加入されたようでございます。

そこで次の項目につきまして、お聞きをしたいというふうに思います。

まず1点目でございますが、宍粟市管内の年間立木伐採量の制限はあるのでしょうか。保安林につきましては揖保川流域に定められていると聞いておりますけれども、普通林にはないと聞きます。なければ宍粟市として制限を設けるべきと思いますが、いかがでしょうか。

2点目ですが、現在、宍粟市で年間何ヘクタールの立木を伐採されていますか。また、木材供給センターが8月に稼働するというふうに聞いておりますが、稼働すれば、宍粟市では何ヘクタールの宍粟材を提供しようと考えておられるのでしょうか。

3点目でございますが、宍粟市には木材供給センターへ提供できる杉、ヒノキ材の森林面積は、何ヘクタールあるのでしょうか。

4点目でございますが、林業関係事業者には、重機購入等による補助制度があると聞きます。現実に国・県等による助成制度があるとなれば、大型重機による林業作業は推進されているものと思われ、現在規制はなされていないというふうに思います。宍粟市として、人家裏山の危険な区域につきましては重機搬入規制基準を設けられないか、お伺いをいたします。

最後の5点目ですが、伐採後の植林について、どのような木の種類をお考えでしょうか。私たちの近くでは環境を考慮してというふうに山の持ち主は言いますが、常緑樹を植えるというふうに言っておられます。このことにつきましても、私は少し不安があるように思いますので、お答えをいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○副議長（小林健志君） 實友 勉議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 實友議員の質問にお答えをいたします。

林業の再生を果たすためには、生産性の向上を図り、原木の安定供給体制づくりと、持続可能な森林の造成を推進する必要があるとございます。森林の成長には長い年月を費やし、一度損なわれると、その働きを回復するのは容易ではなく、長期的な視点に立って、計画的かつ適切に扱う必要があるとございます。

まず、立木伐採量の制限についてであります。保安林では四半期ごとに各流域の皆伐限度面積が県において告示されておりますが、普通林では、森林計画制度のもと、森林整備の目標や森林施業の指針というものを示してありまして、立木伐採量の制限はございません。

平成20年度の県の統計によりますと、宍粟市で実施をしました素材生産量は国有林以外の私有林で年間約4万7,000立米、国有林は約2万立米となっております。今年度稼働する木材供給センターの4年後の目標であります。数量は約12万立米と現在の倍となっている現状で、数量の制限をするということではなく、森林計画制度のもと整備方針に基づき、伐採方法、あるいは伐採跡地の取り扱い等の指導を行っていきたいというふうに考えております。

次に、現在、宍粟市で年間何ヘクタールの立木の伐採を行っているかということについてであります。宍粟市では年間約1,720ヘクタールの立木伐採を行っており、その内訳は国有林以外の私有林の皆伐が約40ヘクタール、間伐は切り捨てを含み約1,300ヘクタールであります。国有林では皆伐が約50ヘクタールと、間伐が330ヘクタールとなっております。

次に、宍粟市には供給センターに提供できる杉、ヒノキ材は何ヘクタールあるかという御質問についてですが、木材供給センターへは市有林として長期森林施業委託を含め、年間約100ヘクタールの杉、ヒノキを提供できるものと考えております。

個人所有林からの提供については、それぞれの経営方針によるものであり、市としては木材生産のための支援策等もを検討していく考えでございます。

先に述べました数量では、私有林、国有林を合わせ皆伐面積は90ヘクタール、間伐は1,630ヘクタールとなります。この間伐面積の大半が切り捨て間伐であります。そういうことで収入間伐に移行させる施策というものも必要になってくるのかなというように考えております。

次に、人家裏山の危険な区域について重機搬入規制基準を設けられないかということですが、木材搬出のため使用する高性能林業機械の使用区域などの基準というものはありませんが、使用機械の安全基準を守り、地理地形を勘案した適切な方法で、安全に木材を搬出することが原則であり、周辺環境の保全と収益性を考慮した生産活動を指導していきたいというふうに考えております。

次に、伐採後の植林はどのような樹種を考えているかについてですが、伐採後に植林する樹種につきましては適地適木ということもあり、杉は谷筋でヒノキは尾根筋といったように、その木の特性を生かせる適地に植林するのが望ましく、針葉樹から広葉樹への転換では周辺に植生しているものを優先と考えているところであります。

また、安全対策という面からは、先般もそうした講演会を防災センターで行った

ところでありますし、その先生の説明によりますと、谷筋には広葉樹というような、そしてまたその周辺の杉、ヒノキについては思い切った間伐をするというようなことが説明をされたところでありますし、そういった今後においては安全性も考えた跡の植樹というものを考えていかなければというふうに考えているところであります。

○副議長（小林健志君） 10番、實友 勉議員。

○10番（實友 勉君） 1点、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

人家裏山規制については指導していくというふうにお答えをいただきました。何とか、これは市として指導をよろしくお聞きしたいというふうに思います。

質問なんですけれども、最近の災害、例えば風倒木や雪害木につきもののライフライン確保で、民家から50メートル以内の立木伐採は現実に行われているのでしょうか。例えばこれは平成16年の23号台風のときだったと思うんですが、風倒木にとって民家から50メートル以内については立木伐採をしようというような申し合わせみたいなものがあつたように思いますが、現在もそういったものについては実施されているかどうか、お聞きしたいというふうに思います。

もう1点なんですけど、同じくライフラインの確保のことについてということで、里山整備林の事業についてお聞きしたいというふうに思います。

この事業については、宍粟市の中でもあちこちで実施されておりますけれども、この事業の採択基準について、場所、森林面積とか、森林形態等、わかりましたらお教えをいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○副議長（小林健志君） 答弁を求めます。

産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の伐採の跡地の民家裏の保全につきましては、先ほど議員が申された箇所につきましては、皆伐で今年の2月の届けが出ております。その中で申請の中は伐採後の造林、コナラ、広葉樹で出ております。したがって、先ほど市長の答弁もありましたように、指導の域には達しませんが、厳しく2年の間の中で造林の跡地の確保ということの徹底を図っていきたいというふうに考えております。

それから、先ほど言われました風倒木等々によりますライフラインの確保に伴います処理のことでございます。議員御案内のとおり、平成16年の台風20号から23号台風、いわゆる風台風のときに、ライフラインの寸断によります市民の生

活に非常に大きな支障を生じたということで、旧山崎町の時代だったと思います。民家裏50メートルの間についての一時的な倒木の処理についての制度を設けたわけですが、受益者と、それから森林所有者がそれぞれ違うケースが非常に多いという状況の中なり、また個人なり、自治会単位で施工ができるということがなかったという状況の中で、現実的にはこの制度を使われてはないというふうに思っております。

したがいまして、16年の台風の後ありました処理につきましては、それぞれ具体的には道路管理者でありますとか、個人で直されるとか、また、別途17年から施工されました風倒木処理事業の中で施工されたというふうに認識をしております。

このことにつきましては、非常に重要な課題でもございます。今、市の中でまちづくり支援事業の中で、それぞれ地域の独自性ということで、自治会なりグループの中でこのような事業を自主的に取り組んでいただく方については、一定の助成制度も考えておりますので、その部分の御活用等も考えていただいたら結構かと思っております。

それから、里山林整備事業の御質問だったと思います。この部分につきましては、平成21年、昨年から3カ年の間で森林整備過速化の林業再生の基金の中の一つの事業として、里山林整備事業が整備をされているというふうに認識をしております。採択要件のお尋ねでございますので、平成21年度、昨年でございますけど、それぞれの森林所有者なり、それから施業者との10年にわたる維持管理の協定ですとか、それから最小の単位が0.5ヘクタール以上とか、細かな採択要件、基準があるわけでございますけど、今、御質問がありました林業再生事業につきましては、兵庫県13億7,000万円の3カ年の事業で計画の中に網羅は今のところされておられませんので、今後、この事業の適用は難しいと思っておりますけど、先ほど申しましたように、市独自の事業等で対応していただいたら結構かというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（小林健志君） 10番、實友 勉議員。

○10番（實友 勉君） ありがとうございます。もう結構でございます。ありがとうございました。

○副議長（小林健志君） 實友 勉議員の一般質問を終わります。

続いて、9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 大倉澄子でございます。許可をいただきましたので、質問させていただきます。

私は、3つの点について、お尋ねをいたします。

まず最初に、婦人会組織について、山崎・波賀町におきましては、婦人会組織が解散いたしました。これからの市政運営の中で、どのような形態で女性の意見、生の声を取り入れてもらえるのでしょうか。女性は男性には見られない細かなことに気がつくという洞察力は持っているつもりです。さまざまなボランティアをはじめとし、福祉、介護、健康、子育て、教育、環境、ごみ問題、防犯、防災など、暮らしの現場で直面している問題は、女性の意見の反映もなくしては行政推進ができないと言っても過言ではありません。

共働き世代が増えて、高齢化社会の中であらゆる問題に参画する領域が拡大しておりますが、これからはどのように解決、集約されようとしているのか、とても心配です。

これに伴いまして、男女共同参画社会というのは人権問題でもあります。女性の人格、個性などを対等に認め合い、協力し合って、住みよい社会をつくることだと思っておりますが、いまだ社会的地位に対する意識は十分に高揚しているとは思えません。根底にあるものは風習であったりするわけですが、女性に対する社会全体の認識のなさ、積もり積もった不満などが今回の2町の解散という形であらわれたのではないかと私は思っております。市として黙って受け入れてもいいのでしょうか。男女共同参画という観点からも市長のお考えをお示してください。

2つ目に、文化・芸術を高める事業として田辺聖子賞を再創設されてはどうか。

鳴り物入りで始められたゆとり教育そのものの失敗が明らかになってきました。文科省は義務教育の学習時間改定を各都道府県に指示したことは御承知のとおりでございます。私は思いますが、とりわけ中でも大切な国語力の向上は不可欠、急務であります。学校や図書館での読み聞かせ、また文学講座開設など、市内各町でそれぞれに工夫し推進されていることは拝察いたしておりますが、特に児童生徒の国語力を向上させるための施策として、どのようなものが挙げられるのでしょうか、お示してください。

一宮町福知溪谷休養センターで平成10年11月23日、田辺聖子ワールドオープニングセレモニーをはじめとし、平成11年から平成15年までの5年間、一宮町で実施されておりました田辺聖子少年少女作文コンクールをもう一度始められてはいかがでしょうか。ちなみに、この5年間で応募総数3,691作品にのぼり、当時の児童生徒の作文に対する姿勢が本当に積極的であったことが伺えます。いずれ

の作文も私の夢であったり、大好きな地域のこと、家族、友達、地球環境、命の尊さ、宝物などについて書かれております。

宍粟市教育主要施策の中にも「心の教育」が挙げられております。市民読者や小・中・高生を対象とした宍粟市としての田辺賞を創設することは、宍粟市の芸術文化に対する意識の向上に繋がると考えられます。

と同時に、このたびの図書貸出カードが市内共通になったことともあわせ、本を読む市民がさらに増えるのではないのでしょうか。田辺聖子さんにも承諾をいただき、宍粟市全体の文化向上を図る行動を起こしていただけないのでしょうか。

一宮町当時に担当されていた職員の方もおられると思います。昔の夢をもう一度ということ、一宮町時代のこのすばらしい田辺聖子ワールドを甦らせていただきたく思います。

何事も褒められ、頑張ろうと思う気持ち、目標があることは大切なことでもあります。これは本人の努力もさることながら、周りからの盛り立ても大切であります。また、継続は力であります。田辺プロジェクトソフト事業や田辺作品が市歴史資料館に移設されておりますが、「展示しておりますどうぞ」だけではなく、いいことはどんどん続けていき、宍粟市のイメージアップに繋がる事業の展開をお願いしたいと思います。教育長のお考えをお伺いいたします。

3つ目に、市指定広域避難所についてでございます。

広域避難所等防災関係施設が山崎27、一宮19、波賀13、千種24、合計83カ所挙げられておりますが、各施設の安全確保はできておりますでしょうか。各避難所へ行くまでの安全対策、避難誘導、自主避難方法などについて、昨年問題となったことへの対応はどうなりましたか、お伺いいたします。

以上、3点について御回答をお待ちしております。

○副議長（小林健志君） 大倉澄子議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 大倉議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、婦人会組織でございますが、婦人会組織は、戦後の復興、生活の向上、女性の地位の向上等を目的にして、社会教育団体として組織されてきたわけでありませす。

しかしながら、高度成長期に入り生活実態も大きく様変わりをし、生活の向上、女性の社会進出等により、消費者団体やNPO等、さまざまな目的を持った女性団体が数多く組織をされてきました。こうした状況の中で、婦人会組織への加入率も

都市部から徐々に減少し、全国的に婦人会から女性会やそれぞれの目的による女性の団体へと様変わりをしてきているのが現状でございます。

こうした中で、宍粟市におきましても、女性の社会進出、そしてまた家庭内におきましても、女性といえども65歳ぐらいまでは働く方が多くなってきているところでもございます。そしてまた、老人会との兼ね合いもありまして、いろいろ加入等の様変わりがしてきたということもございます。

それから、これまでは小さな単位といいますか、合併前はそれぞれの各町の連合婦人会ということで、あまりたくさん出る機会というものが、それでも少なかったわけですが、市になりますと、今度は宍粟市の連合婦人会、各町の連合婦人会、こういったことで出る回数が非常に多くなってきて、そしてまた一方では身近で自分たちがやりたいようなことがなかなかできなくなったというような状況も出てきているわけでありまして。

そういうことの中で、平成20年度末に山崎町婦人会が解散をいたしました。平成21年度末に波賀婦人会が解散をしました。活動自体は今までどおり地区の婦人会として活動されたり、各自治会組織の中で婦人会活動をされたりと、地域での活動に重点を置いた活動へと様変わりをしてきており、地域での女性の役割は多種多様化しており、むしろ女性の地位の向上や社会進出が高まった中での全国的な現象と言えるのかもしれない。

しかしながら、宍粟市が目指すまちづくりには、あらゆる機会において女性に参加をいただき、男女共同参画に基づくまちづくりを推進していくことが必要であるというふうに考えているところであります。

そういった中で、婦人会等の総会におきましては、これも一つのいろいろこれから考えるいい機会であると。婦人部として活動するのもよし、婦人会として活動するのもよし、しかし、もう一度自らの団体はどうあるべきか、見つめ直すことも大事であろうというふうに思うというようなことも申し上げてきたところであります。

いずれにしましても、先ほど申し上げましたように、いろんな形で女性の参画をいただくことも必要でございますし、いろんな審議会等においてもそうしたことで比率を高めつつやっているところでございます。

次に、市指定広域避難所の関係についてであります。市の指定広域避難所についての安全確保、このことについては大上議員のご質問に対する答弁もしておるわけですが、すべての施設において万全とは言いがたい状況にあるということは認識をいたしております。

今後、これからの避難所に関しましては、総合的な見直しを行う予定であります。また、各指定避難所へ行くまでの安全対策、避難誘導、自主避難方法についての対策につきましては、現在、災害検証委員会でいろいろ検証を行っているところでありますが、市としましては、避難勧告等の発令に当たっては、避難準備情報の発信と余裕を持った避難行動ができるように、段階的に早目早目の情報の発信に努めることで、より安全かつ迅速な避難の確保に向けて取り組みを進めていく考えでございます。

あわせて、自主防災組織自らが地域の危険箇所や避難所、避難経路その他各種防災情報を確認し、事前の把握及び緊急時の避難等の際に活用するための自主防災マップと防災ファイルを作成する「自主防災活動促進補助事業」への取り組みを促進することで、地域の実態に即した、より安全で迅速な対応が可能な避難方法等の確立を図り、地域防災力の向上を図っていきたいと考えております。

次に、芸術文化を高める事業としての田辺聖子賞の創設であります。これは教育長ということでございますので、教育長のほうからお答え申し上げます。

○副議長（小林健志君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 芸術文化を高める事業としての田辺聖子賞の再創設という御質問でございますけれども、まず、その前に、一つは、児童生徒の国語力をどのような形で向上させるか、その施策ということについての御質問がございますので、その部分でお答えを申し上げます。

まず、御指摘のとおり、国語力というのは、子どもたちの学力あるいは豊かな心の育成にとって非常に大きな役割を果たすと考えておりますし、それぞれの教科の基盤になる力だと考えております。

このようなことから、国語力の向上を図るためには、いわゆる教科の中だけでなく、総合的な学習の時間等、学校教育全体を通した取り組みを進めておるところでございます。

具体的には、各学校において、例えば朝の10分、あるいは15分の時間を設けての朝の読書活動、読書タイム等の設定をしております。この読書タイムの設定につきましては、形式はいろいろな形がありますが、小・中学校すべての学校がそれぞれの特徴にあわせて取り組んでおるところでございます。

具体的な中身につきましては、読んだ内容を1行にまとめるとか、あるいは学習タイムを設けて基本的な漢字の読み書きを行っている。あるいは読んだ本の感想を1分間スピーチで話をする。あるいは詩の暗唱等それぞれの学校の取り組みをやっ

ておるところでございます。

教育委員会といたしましては、本年度読書活動の充実を図るモデル事業としまして、一宮北中学校区において読書ボランティアを活用した研究をしていただいております。これにつきましては、その成果等を検証し、市内の学校に広げていきたいと考えております。また、市内の図書館司書を指導者といたしまして、教員対象の読書活動の研修会等も計画をしております。

それから、市民読書の部分でございますけれども、本年度4月1日より、いわゆる図書館カードが宍粟市統一したカードになりました。具体的には山崎で借りて千種で返す、あるいは一宮で借りて山崎で返すという、どこでも借りて、どこでも返せる、そういうシステムを旧4町の図書館でネットワークで結んで進めておるところでございます。

それから、それぞれの図書館には、いわゆるそれぞれの図書館にある蔵書についての検索もできるシステムもネットで結んでおりますので、こんな本がないかというような市民の要望に対して検索しながら、その図書館になくても違う図書館にある場合に借りるといのような形、それをメール便で住んでおられる図書館に配送して本を借りれるという、そういうような形で市民の皆さんが借りられやすい形でのシステムをつくっておるところでございます。

それから、芸術文化を高める事業につきましては、本年度、「宍粟ゆかりの美術展」というのを計画をしております。9月には市民ロビーで、それから11月には波賀市民局で開催する予定にしております。これにつきましては、宍粟市の非常に素晴らしい芸術家、例えば松井叔生さん、あるいは山本御舟さんというような素晴らしい日展に入賞されたような、そういう作家、芸術家がいらっしゃいますので、そういうものをもう一度市民に見ていただいたり、関心を持っていただく、あるいは芸術文化に関心を持っていただくというような形のゆかり展も計画をしております。

また、御質問の田辺聖子賞のことでございますけれども、この田辺聖子賞の部分につきましては、先ほど御質問の中で平成11年から15年、いわゆる田辺聖子少女作文コンクールという形でのお話がありました。現在、田辺ワールドにつきましては、昨年度の災害で福知溪谷のほうから歴史資料館のほうに移設をして一般公開をしておるところでございますけれども、この田辺聖子氏に関連した文学講座、あるいは「鈴虫山荘」という別荘もありますけれども、先ほど御指摘いただいたように、非常に田辺聖子さんと宍粟とのかかわりは深い部分がございますし、

田辺聖子先生自身も非常に思い入れが強い宍粟であったり、一宮であったり、あるいは福知溪谷であったりするわけですので、その部分についての利活用等につきましても、現在プロジェクト会議等で検討をしておるところでございます。

今、田辺聖子賞につきましては、いわゆる平成20年から大阪樟蔭女子大学で田辺聖子文学館ということで賞が設定されておまして、第1回目に一宮北中学校の生徒が受賞しておりますけれども、今後、宍粟市でどういう形でという部分につきましては、非常に田辺聖子先生も御高齢になられておるといような状況がございますし、以前のような形での田辺聖子賞については少し難しいのではないかなというふうに考えております。ただ、先ほど申し上げましたように、非常に宍粟市、あるいは福知溪谷等について、強い思いを持たれておる部分がありますので、是非田辺聖子先生にちなんだ文学講座、あるいは鈴虫山荘等の別荘を利活用して、どういう形で宍粟の中でその地域の活性化策ともあわせ芸術文化の向上に生かせるかということをお今後検討を重ねていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○副議長（小林健志君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 先ほど御回答いただきまして、忘れないうちに言うておこうと思ひまして、教育長にお尋ねをいたします。

田辺聖子先生は御高齢であるから以前のようなことをするのは難しいのかなということで、検討はしていきますという御回答をいただきました。私もそれは心配をしておりましたけれども、田辺聖子先生の作品とか、そういったものが資料館に展示してございます。子どもたちに本物に触れさせる機会をつくるということが、私はこれから宍粟市の教育にとっては、とても大事なことじゃないかと思ひますので、そちらのほうへ各学校から子どもたちが先生の直筆の原稿を見たりとか、そういったことに触れさせる機会を、また学校のほうで計画していただきたいと思ひますが、これについてはできますでしょうか、できないでしょうか。

それと、田辺聖子先生の講座があったときに、おっかけの方がおられたんです。私、文学講座でおっかけの方がおられるなんて初めて知ってびっくりしたんですけども、本当に田辺聖子先生は有名な方ありますので、先生の名前にあやかって宍粟市ももっともっと文学が盛んなところである、事業が盛んなところであるということを市内外に伝えていけたらいいかと思ひますけれども、そういったこともまた御検討いただきたいと思ひます。

それと、学校のほうで読書タイムがある。先ほど北中学校であるとおっしゃって

くださったんですかね。私、ちょっと聞き漏らしたんですけれども。染河内小学校のほうでも朗読ボランティアというのが月2回、朝行って、子どもたちに読み聞かせをしているんです。それで市民の方にも呼びかけをして、子どもたちの教育力アップということに少しでも役立てればいいかと思imasuので、そういったこともまた皆さんに呼びかけしていただけたらありがたいと思imasu。教育長のお考え、もう一度お願いいたします。

○副議長（小林健志君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） まず1点は、いわゆる田辺ワールドにつきまして、現在、歴史資料館のほうに移転をしておるところでございますけれども、御指摘いただきましたように、せっかくの非常に貴重な資料があり、あるいは今お話いただいておりますように、子どもたちに直に触れていくというふうな、そういう部分もござimasuので、いろんな形で子どもたちに紹介あるいは啓発を含めて進めてまいりたいと考えております。

それから、田辺聖子先生につきましてのいろんな部分の、いわゆるある意味では宍粟市の財産でもありますので、それにつきましては先ほど申し上げましたけれども、どういう形で活用していくか。あるいは今後どのような形で、いわゆる地域おこしも含めて教育も含めてですけれども、地域活性化策ともあわせてどういうふうを考えていくかという部分につきましては、プロジェクト会議で現在検討しておる部分でございます。その中でもいわゆる宍粟市にとどまらず、市外へも発信していく方法につきましても、今後検討を重ねてまいりたいと思imasu。

それから、読書につきましては、非常にたくさんの学校が読書ボランティア、あるいは読み聞かせ等で市民の皆さん方に御協力をいただきながら進めておる部分もござimasu。宍粟市としては、もちろん学校の中で読書活動を推進していくという部分もあるわけですが、地域の皆さん方の御協力をいただきながら、具体的には読書ボランティア等の皆さん方と力を合わせて子どもたちの読書力といいますか、本好きになる子どもを育てていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それから、一宮北中学校区での指定でございますので、中学校、小学校を含めて、いわゆる読書ボランティアを活用したような形で、どういう読書指導、読書活動ができるかということ今年度指定研究として進めておるところでございます。年度末には、その結果につきまして研修会を重ねて広げていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○副議長（小林健志君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 婦人会のことについて、お尋ねをいたします。

先ほど市長のほうからは、女性の必要性を認めてもらっておりまして大変ありがたいと思っております。組織や市の活性化には、やはり多様性をお互いが認めるということが必要でありまして、それが風土をつくっていくのではないかと、私は考えております。

兵庫県内には今回の合併によりまして、21市70町から29市12町と半分以下になりました。その中では自治会長、自治会の責任も大変重くなったわけですが、宍粟市内の自治会長、学校、PTA会長、そのすべてが男性であります。女性が唯一活動できる場としての婦人会がなくなったということは、女性の声も非常に届きづらくなったのではないかと私は思っております。

価値観の変革を求めるといのは、過去からの女性の願いでもありますけれども、先ほど市長がおっしゃってくださったように、これからは女性の必要性、多様性も受け入れ、意欲を促す支援体制をつくっていただきたいと、度量の広さを市民全体に持っていただくようお願いばかりでございますけれども、同時に、女性自身も自治意識の向上、意識改革が必要であるということは私は十分に認識いたしております。

そこで、今後は女性会組織として十分に活躍できる婦人会館というような拠点施設の整備検討はいかがでしょうか、御提言いたしたいと思っております。宍粟市男女共同参画プランの中で、既存施設の利用を含めた男女共同参画センター機能を有した施設整備を検討しますとのことではありますが、これはどのようなものでありましょか、お伺いいたします。

それで、その際に、活動をしやすい環境、支援する総合的な女性専門の女性対策課なども新設されるべきであると考えますが、この点については市長はいかがでございますでしょうか。

なお、近隣市町でも婦人会という組織が既にないところが大半であると聞き及んでおります。これが時代の趨勢であると言ってしまうと、それだけのものかもしれませんが、問題はそれだけでしょうか。私はそうじゃないと思っております。自治会内における婦人会、女性の存在そのものが、ただ、配り物をするだけであったり、肝心かなめるときには男性の意見のみが先行しがちであったなど、うらみ節のようなことになっていきますけれども、大小さまざまな疑問、不満が今回のような解散というような形であらわれたんじゃないかと思っております。

また、このたび男女共同参画概要版が出ましたけれども、これに対する市民の理

解度のほうはいかがでしょうか。私がお聞きした中では、これは男女平等と同じようにとっている人やら、信じられないことですがけれども、集団見合いなのかという人もいたと聞きました。心一つにできる政策の推進をしていただきたいと、私は強く思っております。

なお、今残っております一宮・千種婦人会員の方々には、これからも大いに頑張ってくださいませよう、そして、それを手本に宍粟市全体の若い人たちが何らかの行動を起こしてくれると、私はそれを待っておりますが、そのためにも場所や環境、勉強する機会をつくる必要があります。ともに頑張れる環境づくり、支援体制を望みます。そのためには、先ほど言いましたように婦人会館のような中に女性が活躍できる女性対策課などを新設していただけないでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（小林健志君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、婦人会の解散にはいろんな不満がたまっただんじゃないか、ストレスがたまっただんじゃないかということですが、これはやっぱり組織内の問題ではないかなど。これは組織内の中で先ほども言いましたように、だんだん大きくなって外へ外へ出ていくことが多くなってきたと。今までやってきたような身近なことがなかなかできないじゃないかというようなこともあったんじゃないかなど、そういうふうに思います。

それと、先ほど言いましたように、社会教育団体として発展をしてきたわけでありませう。そういうことの中で、これを人あてにするんじゃないし、自分たちの団体としてどうあるべきかということ、これから考えていく必要があるだろうと思えますし、そのことにつきましては我々も一緒に考えていく姿勢は持っているところであります。

それから、男女共同参画社会、これは何も難しく考える必要があるのかなというふうに私は思っております。例えば家庭での夫婦の間の中でも、家内が疲れておれば、ちょっと皿の一つも洗ってやろかと、そんな気楽なことが必要ではないかなど。男女共同参画社会に何人女性を入れなければならないとか、あんまりそういうことをやっておると、本当の意味での共同参画ということにはならない。お互いの思いやりであったり、あるいはお互いを尊敬する、そういう気持ちがやっぱり一番大事ではないかなというふうに思っております。

それからまた、いろんな寄りやすい施設といったようなことにつきましては、新たにそういった会館は建てる必要は私はないというふうに思っております。この町内にも、あるいは市民局にもたくさん建物は余っております。そういう中で今度い

ろんな形で相談をしながら、どういうことが必要なのかなど。あるいはまた、女性だけ特別にというのが男女共同参画が進むことなのか。その辺もじっくり考える必要があるだろうというふうに思っております。

いずれにしても、女性の皆さんがいろんな審議会とか、委員会等にできるだけ出てきていただいて、いろんな意見を出していただく、そういうことには積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○副議長（小林健志君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） ただいまも市長のほうから、男女共同参画社会のことについて申し上げたところなんですけれども、私とこの部のほうで、この議員もおっしゃいました共同参画のプランをつくらせていただきました。21年度。それで、それに基づいて今年度、その一方で人権アドバイザーという制度もつくりまして、その人たちやら、15人いらっしゃるんですけれども、この男女共同参画プランの策定懇話会委員に出席いただいた皆さんとか、そういう人たちを中心に呼びかけをし、また広く一般にもただいま呼びかけをしまして、この男女共同参画を実現するというか、そういうことを考えていこうというような研修のプログラムを計画的に、まずは4回やっていこうというようなところで、今、既に6月、7月以降にかけて実施していこうということで、呼びかけもさせてもらっております。それを一つの足がかりというようなところで、まずは啓発をしていこうというところでやっておりますので、その御案内もさせていただきながら、何とかこの男女共同参画という視点で見れるような啓発活動を進めていきたいなというふうに思っておりますので、1点、説明をさせていただきました。

○副議長（小林健志君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） じゃあ婦人会のことにつきましては、これで終わりにさせていただきます。

3つ目の市指定広域避難所について、お尋ねをいたします。

これまでの中でいろんな議員がお尋ねになりまして、質問が重複するかもしれませんが、つい先ほども大上議員がお尋ねになりまして重複するかもしれませんが、お許しいただきたいと思えます。

検証及び復興計画検討委員会の資料の中でもさまざまな市民の意見が記載されておりました。例えばです、私が聞いた中で、一宮のセンターいちのみやへ上がるまでの道には、街灯が一つもありません。真っ暗な坂道で山側から水が側溝からあふれ出して、歩いて避難された方からは足がすくんだ、せめてあそこに明かりの一つ

でもあればと後から聞きました。街灯のないところも多数ありますけれども、せめて市内各所、指定避難所とされる公共の施設へ行くまでの道路の安全確認は十分していただきたいと思います。

また、ある方が、去年の8月の災害のときですけれども、自主避難をされたんです。最初に行ったところが指定避難所でありますけれども、午後11時過ぎです。そこがまだ真っ暗だったので、ほかのところへおりていきました。そこも避難所です。すると、そこで車の中で待っていると、そこにおられた職員の方だと思えるんですけども、自治会名を尋ねられて、どここの自治会ですと言いますと、ここはあなたの自治会の避難場所ではありませんから、どこそこへ行ってくださいとほかの場所を指定されたそうです。そして雨の中を移動されました。結局3回も移動ということになったわけですがけれども、移動の回数を言っているんじゃないんです。自治会の方がどこへ避難しようと、より安全に、より早く行くことが避難ということの大前提であると思うんです。それを行った方が車の中で待っていると、あなたはここではありませんから、ほかの自治会、自分の自治会の避難所のところへ行ってくださいという危険な指示をされたそうです。もしこのときに、この方がまじめに行かれて、事故にでもなっていたら、この責任、誰がとってくれるんかと、私、後で話を聞いて怒りを覚えました。どこの自治会の人でも、より近くのところへ、より早く避難してもらうのが基本原則ではないかと私は思っております。二度とあってはならないことだと思います。市長もそう思われると思うんです。

さまざまな危険回避の点からも、例えばセンターいちのみやのような公共の施設へ行く道路への街灯を早急に設置していただきたい。距離の長さを言っているんじゃないんです。センターいちのみや、100メートル少しぐらいあるかと思うんです。坂道です。それで、山から水がどんどん出てきます。真っ暗なところ、あそこを歩いて行かれた方はどんなに心配であったか、私も想像できます。そういうことで、当たり前のことが守られるよう、職員の方には十分な対策指導を構築していただきたい。私は今回そういうことを要望いたします。

それで、提言があるんですけども、消防詰所でありますとか、交番などに赤いランプがありますね。あれに似たような赤じゃなくていいんです。例えば先ほど高山議員さんがおっしゃいましたような青色のランプ、そんなものを設置していただけたら、地元の人だけじゃなくて、災害のときに、ここは広域指定避難所であるということが一目でわかると思うので、そういったランプの設置をしていただけないか、お伺いしたいと思います。

それと、市長にお願いがあるんですけども、各市民局長さんには上限があって事業採択する金額、権限がありますよね。その中に入れていただいて、各市民局の指定避難所へこの青色ランプですか、そういったものを設置していただけるように各市民局長さんへ指示は出していただけないでしょうか、お尋ねをいたします。

○副議長（小林健志君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、避難箇所を移動したという話、安積のほうでもそうでありましたし、あちこち、曲里のほうもそういうことがありました。前回非常にそういう誰かが予想していなかったということもあって、そういう事態が生じたわけがありますが、これにおきましては、避難命令というのはなかなか難しいものがありますが、地域でそれぞれ早目、早目の自主避難ということは非常に大事なことだろうと思います。そういったことで、今、避難所の青色ランプとおっしゃいましたが、今それぞれガソリンで、ガソリンになっとるんかな、あれ。投光器等をかなり先般も寄附していただきましたし、それぞれの自治会にもそういうものがございます。そういうことで避難所開設をすれば、ガソリンは要りますけれども、そういった場合にはいち早くそうしたことで周りを照らすと、そういったことも必要だろうと思いますし、ランプとかそういうことにつきましては今検証委員会等でもいろいろ検討をさせていただいておりますので、それらとあわせながら検討してまいりたいというふうに思います。

○副議長（小林健志君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 前向きな御回答をいただいて大変ありがたく思っております。それで、ほかの議員さんの中の回答の中でも避難所施設をより有効に活用することが大切であるという御回答をいただきました。私も本当にそれは大切であると思っております。それで、前回のときは突然のことであって、みんなが慌てふためいて、適切な避難指導ができなかったということは十分にわかっておりますけれども、誰がどこの避難所へ行っても受け入れてもらえる、そういうことが当たり前であるということを徹底して市民の方、また職員の方に認識していただきたいと思います。この方がほかのところへ行かれたときに、一番最初行ったとは真っ暗、それで二度目の指定避難所へ行ったときも、かぎがないから入れません。指定避難所ですよ、11時過ぎです。それで三つ目のところへ行っ、やっとそのところで休められた。それで毛布なども持ってきてもらって、それはとてもありがたかったと言われました。

それで、そのときに一宮の方ばかりじゃないんです。鳥取のほうからもわざわざ

ちょうど遭遇されたから、そこへ来ておられました。また大阪の方も来ておられたと言っておられました。こういったように災害が起きたときに、避難所がここであるということが、誰が見てもわかるように、先ほど市長が言ってくださいましたトーチでありますとか、私が言ったランプでありますとかというようなことも十分に検討していただいて、早急に設置していただきたいと思っております。

先ほど聞きました各市民局長へそういった権限がある、これをあわせてやっていただくことはできないものなんでしょうか。金額的なところで。

○副議長（小林健志君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 金額的というよりも、今検証委員会でその辺も検討していただいておりますので、それとあわせて考えていこうということでもあります。それから、市民局長にどうこうという問題ではなしに、市全体としてのことでありますので。

それと、避難所には例えば曲里の人が東市場の避難所に行かれても、それはそれでいいとは思いますが。しかし、その中でやっぱり一つの自治会全体としてルールづくりをしておく必要はあるのかなということは思います。例えば東市場の人がかなりの水害で、いろいろ誰が来ているかといったときに、これはおらなんだ、後でわかったんだけど、こっちにおったということでは、やっぱり緊急のいろんなことができませんので、そういったどこに行ってもいいけど、連絡だけはしろよとか、何かそういうルールは必要かなというふうに思います。

○副議長（小林健志君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 本当にルールづくりは大切だと思っております。ここへ来てはいけないという方が、厳しい口調であなたはここの自治会じゃないから、ほかへ行きなさいと言われたそうです。私はそれが許せないんです。危ないから次のところへ行く、また次のところへ行くということは、もう仕方のないことなんですけれども、私がここでただ一つ言いたいのは、厳しい口調であなたの自治会はここではないから、ほかへ行きなさいと言われたこと。それがもう今回の大問題だと思っております。先ほど市長、言ってくださいました。ここら辺のところのルールづくり、しっかりとしていただきたいと思っております。

終わります。

○副議長（小林健志君） 大倉澄子議員の一般質問を終わります。

続いて、16番、藤原正憲議員。

○16番（藤原正憲君） 16番、藤原でございます。大変お疲れのところと思いま

すけれども、いましばらくおつき合いのほどよろしくお願いいたしたいと思います。

それでは、通告しております大きく2点につきまして、田路市長の答弁を求めます。

まず1点目の消防団員等の処遇改善についてでございます。

この中では、4点ほど質問いたしますが、まず、1点目の宍粟市消防団に係る経費等に関する要綱というのが規定されております。この第3条で、交付金の種類、あるいは額について規定されてはいますが、旧町ごとにどうも差があるようでございます。これはなぜでしょうか。合併協定等の中にも、また後で触れますけれども、あったように思うんですけども、これがまだいまだにできていない。

また、旧波賀の自治会によりましては、各部、いわゆる消防に対しまして活動補助をしております。これは間接的に市民、あるいは住民の負担増といたしますか、二重負担といたしますか、かけることになっておるということで、市の交付金等を増やすことができないかどうか、これについて答弁を求めたいと思います。

2点目ですが、これも同要綱第2条でございます。次に、掲げる経費等については、全額市費をもって支弁するとあります。つまり全額市が負担するというところでございます。その経費につきまして、山崎支団のうち第1、第2、第3機動分団に係る経費及び市により配備した消防車並びに積載車の維持費などについて市費で支弁すると。同様に、一宮支団、あるいは千種支団についても、内容はちょっと金額も違うんですけども、そういう規定がされておりますけれども、波賀支団にはここには掲示されてはいますが、規定されておられません。これはなぜでしょうか。もしまたわかりましたら、波賀支団のいわゆる維持費等はどうなっているのか、お尋ねいたしたいと思います。

3点目ですが、消防団員の皆さんは、先ほど来同僚議員の質問、答弁にもありましたけれども、本当に日夜を問わず地域の防火、防災のいわゆる最前線で頑張っているだけでございます。特に、山崎断層に位置するこの本市においては、私は震災は必ずやってくると思っております。しかも、消防団員は会社勤めなど、仕事をしながらの消防団活動、本当に御苦労をかけていると、このように思っております。

そこで、職務の重要性、あるいは危険性等を考慮しますと、消防団幹部の報酬は安いんじゃないかなど、私思います。この辺、他の市と比較して、あるいは本市の他の行政委員会ですか、等と比較していかがでしょうか。問題はないか、市長の見解をお尋ねいたしたいと思います。

4点目ですが、これは消防団条例第4条に、任用についての規定がされておしま

す。その中にいわゆる本市に居住し、年齢満18歳以上であることとの規定がございます。これは私とこの分団というんですか、の話の中にもあるんですけども、いわゆる市外に、姫路市なんですけども、住んでいて、波賀町の消防のつき合いといえますか、入団されてという例があります。この居住とは、いわゆる本市に住民登録をしてなくてもいいのかどうか。それについてお尋ねいたします。

特に、このことにつきましては、消防団員は退職いたしますと、いわゆる現在退職報償金というのが支給されるわけですけども、これが10年、20年務められた後に、それは支払いきないとかいうようなことにならないのかどうか。この辺もわかりましたら答弁をお願いいたします。

次に、国保税の軽減につきまして、大きく2点ばかり質問をいたします。

私の所属しております委員会の所管事務等ございまして、先日も説明を受けましたが、再度確認といえますか、含め、お尋ねをさせていただきたいと思います。

20年度の統計によりますと、1人当たりの税の調定額、これが9万8,816円ということで、県下で4番目に高い税金になっております。また、1人当たりの保険者負担、いわゆる宍粟市が負担している額は27万6,306円ということで、これは41市町で39番目と低い額になっております。これは医療費等の比較も必要であるんですけども、この保険者負担額について他市町より残念ながら少額であります。

このため、今回は経済状況等、あるいは医療費の増高等を勘案されまして、補正で一般会計からの繰入金で7,000万円ほど予定をされておりますが、これによりましてどれぐらい改善されるのか。また、予算質疑の中で同僚議員からもいろいろありましたが、この繰り入れについては先ほども申し上げましたとおり、経済的な理由により、いわゆる臨時的に繰り入れするものであると。ですから、これは今後ルール化はされないということなのか、この辺ちょっと確認も含めまして市長の答弁を求めたいと思います。

2点目ですが、税条例の改正が上程されております。約半分の世帯が税が減少するというところでございます。私は、独立採算制というんですか、国保は医療費、いわゆるリスクを被保険者で負担し合うという保険制度であります。応分の負担は当然やむを得ないと思いますが、滞納を減らすためにといいますか、取りやすいようにするというんですか、応能部分への率を増やすという、負担増を図ることは当然それは限界があると、このように思っております。

先ほど申し上げました、いわゆる独立した経営を持つ特別会計であるということ

を認識しながら、中でもいろいろ言われておりますけども、国保税につきましても、20年度決算で2億9,000万円余りの滞納額が残念ながら出ております。しかもこれが増える傾向でございます。安易に不納欠損といいますか、時効の中断、阻止というのをしっかりやっていただきまして、徴収に努めてもらうことはもちろんなんですけども、この税率改正の際に、この滞納分といいますか、の一部といいますか、いわゆる税率を決める際に、その金額、3,000万円か4,000万円ぐらいになるんかと思うんですけども、それがいわゆる被保険者に上乘せをされて、負担させるということになっておるんですけども、これはいかがなものかなあと私は思います。この滞納の上乗せ部分については、一般会計から繰り入れはできないかどうか、ルール化していただけないかどうか、回答をお願いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。答弁よろしくをお願いいたします。

○副議長（小林健志君） 藤原正憲議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 藤原議員の質問にお答えをいたします。

まず、消防団には、火災及び自然災害から市民の大切な人命と財産を守るため、日夜活躍していただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

また、今年の台風9号による災害の際には、いち早く水防活動に献身的に取り組んでいただき、被害を最小限にとどめることができましたことは記憶に新しいところでもあります。

このように私たち市民の生活は消防団によって守られているといっても過言ではございません。消防団活動が円滑に機能するための条件整備や処遇を改善するよう最大限の努力をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

そうした中で、昨年4月に宍粟市消防団が一つの組織として発足しましたが、議員がおっしゃるように未調整部分が残っておるわけでございます。今それらの調整をいたしているところでございます。詳しい内容については副市長のほうから申し上げます。

次に、国保税の軽減についてでございますが、もうこれらにつきましては、既に御説明をしてきたところでございますが、このことにより国保税は単純平均で、1人当たりで約5,800円、1世帯当たりで1万1,500円程度の軽減ができると見込んでいるところであります。これは比較したりするものではありませんが、他市町との比較についても、20年度の状況から推測しますと、今おっしゃいましたように県下4番目から7、8番目に、また、今後、他市町の改定の状況等によっては

10から12番目くらいに改善されるのではないかと考えております。

なお、一般会計からの基準外の繰り入れのルール化についての御質問ですが、基本的には独立採算制の原則は意識し、収納率の向上はもちろん、医療費の適正化や市民の健康づくり等、多面的な取り組みにより、安易に一般会計に頼らない、健全な財政運営に努めたいと考えております。繰り入れについては、その時の状況により判断をいたしてまいりたいと考えております。

次に、国保税の滞納分の一部を被保険者に上乗せして負担させているのではという御指摘でございますが、これにつきましては、税率改正を行うに当たっては、算定上は収納率を98%に設定し、実際の収納率との差異については、滞納繰越分の収納でカバーするという基本的な考え方で税率の設定を行っておりますので、滞納分を他の被保険者に上乗せをしているということではございません。

また、不納欠損処分につきましても、滞納者に関する財産調査の結果、差し押さえ可能な財産や生活困窮の状況など、滞納処分の停止要件に該当する滞納者について、執行停止を行った上で不納欠損処分を行っており、今後とも安易に不納欠損を行うことなく、適正な債権の処理に努めたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

その他の質問及び詳細につきましては、副市長のほうからお答えを申し上げます。

○副議長（小林健志君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 消防団の調整会議で私が参加をいたしておりますので、お答えをしたいと思います。

御指摘をいただきましたように、消防団の編成につきましては、合併から5年間でほぼ目途に調整をいたしてきております。現在は21年4月に宍粟市消防団としての編成なり、一部それぞれ団長、支団長以下についての報酬が確定をいたしておるところでございます。その他のことにつきましては、現在調整を行っているところでございます。いずれにしましても、市長が申し上げましたように、非常に地域にとっては重要な組織でございますので、慎重に今調整を加えておるところでございます。

個々にお尋ねでございますので、お答えをしたいと思います。

消防団の活動交付金につきましては、御案内のとおり旧町の交付基準にかなりの差異がございます。その基準に従って現在も交付をいたしているために、これについては活動交付金と機械交付金が含まれるというふうに思っております。したがって、現在も差が生じております。そのために交付基準の今見直しを行いまして、

均衡化させる、公平性を保つために、平成23年4月を目途に消防団との調整を図っているところでございます。

調整に当たりましての基本的な考え方としましては、交付金全体額については現行の予算額を基本としたい、これ以上減らすことは現在のところ考えておらないわけでございます。

次に、その他の経費についてでございます。これについてもそれぞれ旧町単位で差異がございまして、旧町ごとの基準で配備車両が設定されておる関係上、その配備車両によりまして支給基準を定めておる状況でございます。

なお、御指摘の旧波賀町域につきましては、すべて配車車両につきましては新車導入時の経費は旧町の公費で支弁をいたしまして、維持経費は地元負担ということになっておりますので、要綱の中の経費の公費支弁については書いてないわけでございます。

この経費等につきましても、交付基準の今見直しを行い、均衡化した形で交付を行うために、今消防団と調整を図っておるところでございます。

次に、消防団幹部の報酬につきましては、県下近隣16市町を見てみますと、平均的な額であり、適正ではないかということをお考えしております。

それと、消防団員の任用につきましては、御指摘のとおり居住しという文言がございまして、しかしながら、なかなか昨今団員数も減っておりますので、活動が参加できる状況の中では少し運用についていろんな検討が加えられているんじゃないかということも考えております。仕事の関係上で少し市外に居住しておったり、勤めておるといった団員についても、その地域の事情によって含まれている状況があるのではないかというふうにお考えしております。この辺も分団あるいは部の編成のときにもいろいろ課題になっておりますので、この辺も調整もしたいというふうにお考えしております。

いずれにしましても、消防団につきましては、重要な活動団体でございますので、慎重に検討を加えたい。さらに自治会等からも協力金、支援金等もいただいておりますので、それも含めましての公平性を見る必要があるのではないかとお考えを踏まえまして、今現在調整中でございます。

○副議長（小林健志君） 16番、藤原正憲議員。

○16番（藤原正憲君） それでは、再質問をさせていただきます。

先ほど副市長のほうから、いわゆる消防についてはまだ未調整部分があるということなんですけども、私、この合併協定書によりますと、いわゆる4町の消防団組

織については、4消防団の連合体とすることで、5年を目途に統合すると。それは先ほど言われた21年の4月からだと思うんですけども、団員の報酬あるいは運営交付金等については、新市発足までに調整するという事になっておるんですけども、この辺がどうしてまだ5年、6年といったのかなあとということが1点と。

それから、消防組織法では、いわゆる消防に関する費用というのは、当該市町村が負担しなければならないというようなことになっておるんですけども、先ほど私自治会の話をしたんですけども、ほかの旧町ではどうなっているかわかりませんが、波賀町の場合は昔からといいますか、慣例によりまして、一部消防団に、分団に補助をしているようでございます。これは一自治会の問題であって、自治会で解決したらいいじゃないかということかもしれませんけども、やはりこの辺もしっかりと一回調査をしていただきまして、しかるべき対応をしていただきたいなあと、このように思うんですけども、いかがでしょうか。

○副議長（小林健志君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 公費で支弁するという原則でございますけれども、どこまでするのかということもございます。しかし、やはりそれなりの地域性がございまして、手厚く現状では支援をされているところ、また、いろんな面がございまして、やはり今申し上げましたように最低限については公平性を保ちたい。しかしながら、それぞれの支団長さんのお話なりを聞くところによりますと、なかなか完全な均衡を図るということも地域事情がございまして、その辺のところを今、目下調整をいたしております。さらには、自治会長さん方の意見も聞かなければならないということもございまして、もう少しお時間をちょうだいしたいと思います。

○副議長（小林健志君） 16番、藤原正憲議員。

○16番（藤原正憲君） 先ほど3点目の質問で、いわゆる消防団の幹部の報酬等につきましても、近隣市町と比較して適正であると言われたんですけども、私、本市の場合、この要綱によりますと、団長、支団長、部長までいわゆる報酬があると思います。しかし、私、加東市と朝来市ですか、調べますと、団員報酬も支給されております。具体的に言いますと、加東市は団員1人に対して7,000円、それから朝来市は2万4,500円と大きな開きがあるんですけども、これはまた別途何かの手当があって、こういう開きがあるんですけども、そういう団員手当、手当いうんですか、報酬まで支給されておるという現況でございます。

しかも、団長等の幹部の報酬ですか、ちょっと比較してみますと、加東市は団長

さんに対して申しわけないんですけども、20万5,000円、それから朝来市は16万1,000円、本市が15万円ということで、これについても若干差があるということでございますし、その余計に、加東市、朝来市は出動手当、あるいはまた訓練手当等も支給されておるわけでございます。もう一度他市町の状況等も調査の上、適切な対応を願いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○副議長（小林健志君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 実際、班長以下の報酬についてもいろいろ議論がございます。一つの案としましては将来的には交付金等の調整の中で、全体的に考えるという案も起こっております。しかしながら、やはり消防団の士気の問題でございますので、御指摘いただいたように他市と比べてあまり下回らないというような考え方を持っておるところでございます。

○副議長（小林健志君） 16番、藤原正憲議員。

○16番（藤原正憲君） ありがとうございます。4点目ですけども、私は心配しておるのは、同じように市外に居住しておって、もう合併する前から多分波賀町消防団に入っていた団員であると思うんですけども、その団員が退職するときに、他の同級生あたりは退職報償金もらえると。同じように勤務といいますか、つき合しておる者が市外ということで、退職金が支給されないというようなことにならないかということだけちょっと、もう1点確認をさせていただきたいと思っております。

○副議長（小林健志君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） その件に関しましては、活動歴というところで実際の活動をされていることが続いているというか、そういう状況を見ての退団なら退団時での報酬ということになるかと思っておりますので、支給については支給されるというふうに思っております。

○副議長（小林健志君） 16番、藤原正憲議員。

○16番（藤原正憲君） そしたら、いわゆる本市に住民登録しておらいでも、それは対象になるということですね。そうですね。退職報償金は支給されるということやね。この場合、私が言いよるのは、一人の方は姫路市なんです。それは支給されるということですね。

○副議長（小林健志君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） はい、その住所というよりも、活動歴というところで退職されるときには、退職報償金が出るということでもあります。

○副議長（小林健志君） 16番、藤原正憲議員。

○16番（藤原正憲君） それでは、国保のことでちょっと再質問させていただきたいと思います。

独立採算制ということは、私も十分認識しておるところと思うんですけども、いわゆるもう1点、たしかこの税率を決定するとき、97%ぐらいの収納率でいわゆる計算すると。単純に3%を割り戻してみますと、掛けてみますと、3,000万円か4,000万円ぐらいの金額じゃないかなあと思うんです。これをやはり善良なといいますか、被保険者に負担かけるというのは、私はちょっとおかしいんじゃないかと。その分については一般会計から繰り入れをしていただいて、そして、もし100%入れば、それは国保会計から一般会計にお返しすると。逆に繰り入れすると、そういうことでいけるんじゃないかなあということが1点と。

もう一つ、これは通告しておりませんが、いわゆる国民健康保険にはいろんな高齢化率が高いとか、医療費の絡みがあって、一般会計で言う普通地方交付税ですか、普通調整交付金という制度があると思うんです。この制度もいわゆる収納率というんですか、この徴収率が大きく関係しているんじゃないかなと。私がインターネットで取った資料によりますと、その辺が出ております。例えば宍粟市規模の被保険者でありますと、92%未満になると調整交付金が5%減額になると。これは20年度決算ですけども、ちょっと見てみますと、この徴収率というのは現年課税分、現年度分のことについてであれば、いわゆる20年度決算で91%、単純に5%の軽減になっている。それから、もしこれ滞納分も入れてやりますと、78.5%の徴収率ですので、この国の示すペナルティーですけどね、ペナルティーの率が13%ぐらいになるというような状況になっております。私、これそういうペナルティーもやっぱり例えば一般会計の市税であれば、滞納になりましても他の一般財源から振り替えといいますか、一緒になるんで関係ないというようなことですけども、事国民健康保険につきましては、やっぱり目的税であるだけに、即いわゆる被保険者に負担がかかると。言葉悪いですけども、人件費等についてはルール分で事務費ということで、一般会計から繰り入れされていますけども、このいわゆる税として取れない部分についても、悪く言えば職務怠慢になっておるんじゃないかと。ある程度それは事務費という格好で算入をすべきじゃないかなあと、私はこのように思うんですけども、いかがでしょうか。

○副議長（小林健志君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 国保税の算定におきましては、市長が申しましたように98%入る想定でしております。この98%の根拠につきましては、前にも申し上

げましたが、地方交付税とか、いろいろな算定上、100%が一番望ましいわけですが、なかなかいろんな事情がございます。したがって、通常98%ということが利用されております。したがって、今申されましたように、1%が宍粟市の場合約1,000万円程度の額になりますので、2,000万円については皆さん方の互助の精神、いわゆる独立採算でお願いするという格好にしているのが事実でございます。ただ、100%と98%の差額、これについてはやはり独立採算の中で賄うべきであるというふうには今思っております。

それと、調整交付金、おっしゃったように92%がボーダーラインでございます。これは現年の課税について92%、21年度では92%を若干切った91.何がしの数字になっております。ただ、これは単年度ではなくて、複数年の基準がございます。今のところ宍粟市は調整交付金のペナルティーはないという状況の中でございますので、そういった独立採算、そしてまた会計の特別な事情、相互に補うという大きな枠の中で計算もし、算定もし、お願いもしておるところでございます。

○副議長（小林健志君） 16番、藤原正憲議員。

○16番（藤原正憲君） それでは、いわゆる普通調整交付金の減額は現時点ではいわゆる3年とか4年のスパンというんですか、平均を出すので、減額にはなっていないと、そういうことですね、現在のところ。

○副議長（小林健志君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） はい、現時点ではそのとおりでございます。

○副議長（小林健志君） これで藤原正憲議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後4時15分まで。

午後4時01分休憩

午後4時15分再開

○副議長（小林健志君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。それでは、2点にわたって一般質問を行います。

まずは、し尿の汲み取り券のこの間の不正問題についてであります。

まず、第1点目でありますけれども、これは前回もお聞きしたと思っておりますけれども

も、一つの今回の事件の要因にも考えられるのではないかとということで、資料の提出を求めるものでありますけれども、し尿汲み取り業者への委託料は、新年度、若干金額が変わっているかもしれませんが、私が調べた時点では20リットル当たり旧山崎町内で150円、一宮・波賀町内で210円、千種町内で500円と大きな格差がございました。なぜこのような大きな格差が生じているのか、その積算根拠や入札関連の資料の提出を求めるものであります。

次、2点目であります。今回の事件について、私あて匿名の投書がありました。そのし尿汲み取り料を横領する方法が事細かに書かれておりました。当局も当然御存じだと思ったわけですが、知らないということでしたので、議会事務局長を通じて写しを渡しておりますので、見ていただいていると思いますが、その事項に関する調査は行われたのか、また、その結果はどうであったのか、お聞かせ願いたいと思います。

次、3点目であります。今回の事件で一番被害額が大きな事件については、警察の捜査に委ねているとの報告でありますけれども、何一つ明らかになっておりません。今回、新しい有識者を加えた調査チームができておりますけれども、どのような権限が与えられて、どのような調査を進め、どのような結論を求めようとしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

次、2番目であります。前回の議会でもお聞きしましたけれども、再度お聞きいたします。

市内の産業廃棄物の処理業者についてであります。

宍粟市には、2005年に制定された環境基本条例があります。この条例には、近隣住民の生活環境も守りつつ、産業廃棄物処理業者の営業する権利も守ることも可能であると思います。前回の質問では、市は企業と住民とのコーディネートをしていると説明がありましたけれども、問題は解決されておられません。行政として、条項を一つ一つ生かして住民生活も業者の営業も守る対応をとるべきではないか、お聞きするものであります。

以上です。

○副議長（小林健志君） 岡前治生議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 岡前議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、し尿汲み取り委託料単価の格差についてであります。現在、山崎地域、一宮地域、波賀地域及び千種地域の3ブロックに分けて業務委託しているところで

あります。これにつきましては、合併前の収集区域を踏襲をしておるところでございます。

平成22年度における20リットル当たりのし尿処理委託料単価は、山崎ブロックが180円、一宮・波賀ブロックが230円、千種ブロックが500円となっております。

各委託料の積算につきましては、基準につきましては同一基準の積算単価に基づいて算出をいたしておりますが、各ブロックにおけるそれぞれの下水への接続の関係、そういったもろもろ考えますと、年間の汲み取りの量、それからクリーンセンターまでの運搬距離及び汲み取りから次の汲み取りまでの移動距離など、地域特性や収集運搬距離の違いということによって差が生じているところであります。

続きまして、匿名の投書に関する質問であります。私も就任以来、そうした情報が幾つか、たくさんではありませんが、2、3入っております。その中で匿名のものということでございますが、特に匿名の情報につきましては、この真意がどこにあるのかということが確認するすべがございません。また、市政を混乱させることなのか、あるいは注意を喚起しているのか、そういったことがはっきりわからないというのが実情でございます。

そういったことで、調べようもなかなかないわけでございますし、こういったものについては非常に苦慮をしているところでもございます。

なお、し尿券問題に係る全容の解明については、先ほどもございましたように特命チーム及び市民による調査委員会でも現在も行っているところでございます。

次に、市民による調査委員会につきましては、これまでの御質問にもお答えをいたしたところでありますが、今までの調査活動をさらに市民目線で検証いただき、また、市民の感覚で事件概要の調査、責任の所在、公金補てんの方法、さらには再発防止に向けた取り組みなどについて提言を受けることといたしております。

検討委員会としましては、これまで市が調査してきた資料を提出するとともに職員及び関係者の事情聴取なども行っていただいております。こうしたことでもって出されました提言については、重く受けとめ、市としての対応方針を決定をして公表をいたす所存でございます。時期につきましては、前の御質問にもお答えいたしましたように10月末を目途に考えているところであります。

それから、続きまして、操業中の産業廃棄物処理施設及び計画中の同様施設の適正化についての御質問についてであります。ちょっともう一つはっきり、どういふことかちょっとわかりにくかったわけですが、操業中の産業廃棄物処理施設に係

る振動、騒音及び悪臭等の公害が発生した場合には、現地調査し、事業者との協議を行い、公害が基準値以内であっても近隣住民が不快感を持たれることのないよう、もしそういうことがありましたら、事業者に対して改善を促すようしているところであります。

一方、計画中の産業廃棄物処理施設の設置につきましては、現在は本申請前の段階で、県の紛争予防条例に基づき手続が進められております。市は申請者に対して周辺住民への説明会の実施、公害防止について措置を講じることや法令を遵守することなどの指導を文書で行っております。そして、申請者が周辺住民に事業計画の説明を行い、今現在、周辺住民がその計画に対する意見書を県及び申請者に提出しているところであります。

御指摘の環境基本条例におきましても、日常生活及び事業活動が公平な役割分担のもとで持続的発展が可能な社会の構築を掲げており、また、新たな施設の設置については、県紛争防止条例において地域住民との紛争の予防についての手続が定められているところであります。

周辺住民からの事務手続の状況及び疑問、不安などが市へ寄せられた事案については、許可権者である県と協議、情報交換をしながら、申請者に対して周辺住民との間にトラブルが発生しないよう指導をいたしているところであります。

以上でございます。

○副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14です。まず、し尿汲み取り委託料の件ですけども、今、市長の説明はございましたけれども、ここに通告に書いておりますように、積算根拠、あと入札関連の資料を是非出していただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○副議長（小林健志君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 提示できる資料については、提示をさせていただきたいと思っております。

○副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） その提示できる資料というのが、結局、今も市長言われましたけれども、千種が500円に対して山崎町が180円ということで、約3倍近い差があるというふうなことで、なぜそんなふうな格差が生じるのか、大変わかりにくいというふうなことで、すべての積算根拠を示していただきたいと思っております。

○副議長（小林健志君） 市民生活部長、大谷司郎君。

- 市民生活部長（大谷司郎君） 根拠については、考え方とか、そういうところについては出せると思いますが、入札に関係しますところについて、提示できない部分もあるかと思いますが、その件は御容赦いただきたいと思います。
- 副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。
- 14番（岡前治生君） 入札関連で提示できない資料なんかあるわけじゃないじゃないですか。すべて公表すべきものじゃないですか。
- 副議長（小林健志君） 市民生活部長、大谷司郎君。
- 市民生活部長（大谷司郎君） 予定金額でありますとか、こちらの積算しております数値的なところで開示できない部分があると思っております。
- 副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。
- 14番（岡前治生君） いや、それでしたら、積算根拠を提示できないということになるんじゃないですか。
- 副議長（小林健志君） 市民生活部長、大谷司郎君。
- 市民生活部長（大谷司郎君） こちらのほう、出せるところについては出していきたくて思っております。
- 副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。
- 14番（岡前治生君） ですからね、入札前の予定価格を教えてくださいと言われるんじゃないですかね。だから、今年もう既に汲み取り業者が決まって、実際汲み取りがされるわけですから、ですから入札の結果については随意契約なら随意契約でいいですけども、改札結果についてはあるはずですし、そのあたりきちっと全容がわかる資料をきちっと提出するという約束をしてください。
- 副議長（小林健志君） 市民生活部長、大谷司郎君。
- 市民生活部長（大谷司郎君） 議会のほうと調整をさせていただきまして提出をさせていただきます。
- 副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。
- 14番（岡前治生君） 一般質問もなぜ事前に通告をするかという意味を私はもうちょっとわかっておいていただきたいなと思うんですけども、事前に通告するということは、いけば今見れるような状態にしておいてくださいよということですよ。それを見て問題があれば、さらに追及したいということで通告しているわけですから、今提出してください、それでしたら。そんな答弁だめですよ。
- 副議長（小林健志君） 暫時休憩します。

午後4時29分休憩

午後4時30分再開

○副議長（小林健志君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 失礼しました。後ほど提示をさせていただきます。

○副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） それでは、2点目の匿名のはがきのことですが、市長も見ていただいております。私たちもその匿名のものについては同じ考えです。ただ、今回の事件については、先ほども言いましたように、平成17年に700万円を超えるお金が合っていない。それでその前にも300万円、400万円というお金、トータルその3年間だけで1,600万円合わないわけですね。その部分のことというのが、なぜそれだけ合わないのかということが何一つ明らかになっていないんですね。一つ明らかになったのは、いわゆるあくまで北川容疑者でありますけれども、今の段階では、が、金融機関に入金する際に横領していた疑いで起訴されたということがわかっておるだけで、でもそれは本当にごく一部ですね、全体の金額から見ると。ですから、こういう手口でもし可能であるとすれば、もし組織的に行われたとすればですよ、十分可能かなということをおもうわけで、そのあたりのことは調査されてないですか。

○副議長（小林健志君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） 私は匿名チームのチームリーダーという立場でお答えをさせていただきますと思います。

御指摘のはがきも議会事務局長を通じていただいているところでございますが、本件につきましては、資料を確認いたしますと、当時の議会、民生生活常任委員会におきましてもし尿券の保管についての調査が行われ、その私どもが前回、前々回の調査チームにおいても、し尿券の保管の状況というものについては調査をしております。なお、こういった情報がございますので、今、先ほど市長が申し上げましたように、市民による調査委員会ができております。調査活動を今鋭意していただいておりますので、議員の御了解が得られれば、こういった情報もその市民の委員会にも提示をし、調査もしていただこうかなというふうに考えております。

○副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） あのね、私が匿名チームで今報告ができるという段階に来ておって、それで新たにまた市民の有識者に検討を求めているということになった

んですけども、でも、1,600万円というふうな、これも3年間だけの分ですけども、それがなぜそういうふうな差異が生じたのか、その部分の究明はできているんですか。

○副議長（小林健志君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） 全体の1,600万円の損金に対するその構成と申しますか、今明らかになっております業務上横領の、明らかと申しますか、今から間もなく裁判が始まろうとしております業務上横領の部分と大きくはし尿券の不正流通、この2点になろうかというふうに我々チームとしては考えております。そして、前回の議会のときにも、12月議会のときにも、チームとしての報告というものを概ねできたというようなことも市長のほうからお答えをいただいたというふうに記憶をしておりますが、私どもの中ではそういった損害額の構成要素も含め、推測の域を出ない部分もございしますが、そういったものをチームなりにまとめております。そういったものも今回の市民の委員会に情報としてはすべて提示をする形で御確認、あるいは市民の立場で検証をしていただいておりますと、こういう状況にございしますので、現在におきまして、その内容について公表することについては適切でないというふうには考えております。

○副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 今、北川容疑者の横領の件が出ましたので、ちょっとついでお聞きしたいんですけども、新聞報道があって、何回か追起訴がされておりました。以前も間もなく裁判が始まるということでしたけども、その裁判はいつ始まるかというのは確認されていますか。

○副議長（小林健志君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） この間、姫路検察庁の担当検事ともお出合いをさせていただきまして、そういった裁判期日が決まった場合の通知をいただくような手続をとってきたところでございます。期日についてはまだいつから裁判が始まるというのは、現時点ではまだいただいております。

○副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 期日が決まれば、ほんなら議会にも案内していただけないことですね。

○副議長（小林健志君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） その点につきましては、上司、市長、副市長とも協議をさせていただき、公判期日ですので、一般的には裁判ですから、私の考えるとこ

るでは公開の中で行われるものですから、情報をお知らせするという方向で調整をさせていただきたいと思います。

○副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。例えば平成17年度、金額が合わない分が796万円ですね。そしたら、これを210円のし尿券で割り戻しますと、約3万8,000枚ということになるわけですね。で、この中で一部は北川容疑者が横領した分だということはわかっておりますけれども、その大部分の不正流通、次長が言われた、その部分については何ら明らかになってないんですけれども、それはどのように調査されているんですか。

○副議長（小林健志君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） 不正流通の部分につきましては、私どもの調査の段階におきましては、いろんな聞き取り調査の中、そこからはなかなか出し得ませんが、逆説的にそういった当初の調査の中で一部職員が御案内のとおり身分が今実栗市の職員ではございませんが、そういった者が不正の券を流通したというような証言もあることから、業務上横領の部分以外の部分が不正流通であろうと。ただ、業務上横領部分といいますか、正しく公金が歳入されていないという部分はチームはチームなりに資料に基づいて調査をしておりますので、その額が幾らになるかということとは今のところは差し控えたいというふうに考えております。

○副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 一般的に1,600万円というふうな金額で言われ方をしてきたわけでありましてけれども、でも、平成17年度なんかにしてみると、その不明金額というのは、歳入されている金額の約3分の1が実際に汲み取りされた量と汲み取り券と合わないということなんですね。こんな異常な数字がそのまま見過ごされてきたわけですから、どういうことで不正流通がなったのかということは、最大明らかにされなければならないことではありませんか。調査結果を報告すべきじゃないですか。

○副議長（小林健志君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） この事件全体につきまして、私どもも調査をしてまいりまして、所管の民生生活常任委員会にも口頭ではございましたが、御報告もさせていただいたというふうに記憶をしておるんですが、やはり何回か我々チームとしては未然に防ぐ機会があったらろうと、そんなところも盛り込んでおりますが、繰り返しになりますが、そういったことも含めまして、すべて情報を委員会の皆さん

に今提示をし、説明もし、市民の皆さんは市民の皆さんの目線で、中には法律の専門家の方もいらっしゃいますので、そういった多角的なところで今検討をしていただいておりますので、そういったことの金額が幾らが横領で、幾らが不正流通だと思っておるんやというようなことを、この場で言うのは適切でないというふうに私自身は判断させていただいております。

○副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） あのね、あなた方はね、今までずっと警察に捜査を任しているからということで、ずっと答弁避けてこられたんですよ、一番肝心な部分について。ほな、警察の捜査の状況というのは今どうなっているんですか、教えてくださいよ。それが答えられないんでしたら。

○副議長（小林健志君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） 警察の捜査につきましても、不正流通についても、鋭意努力をしていただいていると。ただ、なかなか難しい状況にあるということはお聞きをしております。

○副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） だから、その難しい状況にあるということであるのに、10月で幕引きを図ろうとされておるわけでしょう。それがおかしいんじゃないですか。一番肝心な部分はあいまいなままで幕引き、そんなことで許されますか。それで、昨日も市長、金額の補てん額を確定できると言われましたけれども、そんなことでどうやって補てんの金額を確定されるんですか。そんなことができますか。私はできないと思いますけど、いかがですか。

○副議長（小林健志君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） 御指摘のとおり1,600万円なのか、あるいは1,500幾らなのか、それからこの仕組みがもたらした要因、必ずしも販売したものが当該年度に収入されないという仕組みもございますので、きちっとした額が確定できないという状況はあろうかと考えておりますが、やはり市としてはそういったものも含めまして、市長の判断のもとに損害額を確定をし、その部分についての弁済の方法をどうするかということをして市長は10月末を目途に方針を発表するというふうに理解をしております。

○副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） さっき次長が言われたように、そちらが出された最終報告書の中で、結局、今、姫路市の職員になっておる職員が、平成16年度当時に職員

間において、し尿券の授受という証言があったというふうなことが明記されておるわけですね。そのこと自体もすべて不問にされて、何百万円というお金が、もし職員がかかわっておったとしても不問にされるんですか。そんなんで幕引きですか。

○副議長（小林健志君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、非常に不信を持たれた質問でないかなというふうに思います。今一生懸命やっているわけですので、それらも真摯に受けとめていただきたいというふうに思います。

券を持って出たということ自体が、これは罪ですから、不問というのはどこに書いてありますか。やっぱりそこも含めて今やっているわけですから、その点は御理解をいただきたいと思います。

○副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） いや、ですからね、平成17年度で796万円、16年度で372万円、15年度で444万円、これだけのお金が合わない中で、この問題は端を発しているわけです。もっと正確に言えば、平成10年度でも133万円とか、11年度でも158万円、これだけ合っていないんですね。でも、なぜそこまで追及しなかったかということ、あなた方があくまで警察の捜査にゆだねているというふうなことで、ずっとこられていたからですよ。でも、結局、警察の捜査では何ら今のところ明らかになってない。にもかかわらず、10月で幕引きされようとしている。こんなことで許されるんですか。

○副議長（小林健志君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今も申し上げましたように、幕引きをするという考えはございません。これは民間の調査委員会の委員長とも相談をしました結果、大体その近所にはできるだろうということをお聞きしておるわけでありまして、その中で努力をしていくということであって、幕引きをしてというような考えはございませんし、何かそういうことで疑問を持っておられるんだしたら、私は非常に残念であるというふうに思わざるを得ません。

○副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） そしたら、お聞きしますけれども、例えば今言いました、きちっと報告書に書いてあることですよ。姫路に移管された職員、この方、警察にきちっと告訴なり告発されるんです。少なくともそういうことがわかった職員については対応されるんです。

○副議長（小林健志君） 市長、田路 勝君。

- 市長（田路 勝君） それはどこにおろうとはっきりすれば、対応すべきだというふうに思っております。
- 副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。
- 14番（岡前治生君） わかりました。それとあわせて私が不思議に思うのは、以前も言いましたけれども、たばこ店でし尿券の取り扱いがあつて、平成17年度だけ取り扱い名が全部アルファベットであらわしてありますから、店の名前はわかりませんが、L社だけが平成17年度だけ前年度よりか3万2,000枚減って、18年度また2万3,300枚増えている。こういうことについての事実については調査されましたか。
- 副議長（小林健志君） 企画部次長、岡崎悦也君。
- 企画部次長（岡崎悦也君） 各たばこ店の売り上げ状況につきましては、15年以降詳細に調査をしております、御指摘のL社についても事情もお聞きしたところであります。
- 副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。
- 14番（岡前治生君） その事情はどういう事情であったんですか。
- 副議長（小林健志君） 企画部次長、岡崎悦也君。
- 企画部次長（岡崎悦也君） 今、この場で御説明できるということは非常に少ない状況にあるということは、今御理解もいただきたいというふうに思うんですが、そういったたばこ購入の枚数が減ってきたということの認識はあったというようなこともお聞きをしております。
- 副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。
- 14番（岡前治生君） ですからね、L社だけが、平成16年度が6万8,700枚、それで17年度が3万6,700枚、そしたら18年度はまた6万枚、19年度が4万9,300枚、こんな数字なんですよ。明らかにおかしいでしょう。たばこ屋さんに事情を聞かれた結果、どうやったんですか。
- 副議長（小林健志君） 企画部次長、岡崎悦也君。
- 企画部次長（岡崎悦也君） そういった我々が調査をした資料に基づきまして、警察にもそういった資料をお届けをし、警察のほうからも、そういった調査もされているというふうに認識をしております。
- 副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。
- 14番（岡前治生君） いや、それでね、不思議なのはなぜその警察の調査の中間報告でも何でも、今どこまで進んでいるとかいうふうなことが一切当局も含めて報

告がないんですか。だから、市長には申しわけないかもしれませんが、私は警察の捜査をやっているということで、前市長から繰り返し同じ答弁ばかりやったんですからね。ですから、そういうふうなことで今言っているわけで、ですから、私にしてみれば、その警察警察ということで、ずっと私はそういう答弁で逃げて来られたという認識をしておりますから、ですから、今、次長にもどこまで本当に調査が進んでおるのか、それは私は明らかにしてもらいたい。

○副議長（小林健志君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） 先ほどの繰り返しになろうかと思いますが、今まさに間もなくそういう裁判が始まろうとしております状況の中で、今、私ども持ち得る情報を広く公表する時期は適切でないというふうに考えております。

○副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 私が問題にしているのは、横領のことではなくて、それはもう裁判始まるから起訴も警察も検察もされているのですから、裁判で明らかになるじゃないですか。でも、問題は、私たちが言っているのは、不正流通事件のほうはどうなっているんですかと、その調査結果はどうなっているんですかということ公表してくださいと。その調査結果によっては、本当に警察任せでいいのか、議会として100条調査委員会を私はつくりたいと思っていますけれども、そういう対応が必要なのか、それがわからないじゃないですか。それが日が延びれば延びるほどあれでしょう。時効になる事件も増えてきますし、当然文書も廃棄処分が可能な文書も増えてくるわけですから、ですから、本当にそういう点で警察にもし不正を行った職員がおるのであれば、きちっと警察に対応してもらおうことができるような、そんなのきちっとした内容になっているのかどうか。そのことが今問われているんじゃないですか。

○副議長（小林健志君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） 不正流通のことに关しましても、いろいろと宍粟市のほうにも、不正流通というのか、全体のことに関しまして資料を提出をし、宍粟市の捜査活動も不正流通の点についても及んでいるということは確認をしております。

繰り返しになりますが、今回の全体、間もなく始まろうである事件につきましても、一連の中で行われてきたというふうに考えるのが一般的であろうと思います。何が言いたいかと申しますと、やはり今から裁判が始まろうとしますと、そのことだけが論点になるわけではなく、全体的な日常の業務のこと自体が問われるという形になってまいりますので、今の時期にそのことをお知らせすることは適切でない

というふうに判断しております。

○副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） あのね、最後は時間ありませんから、もう1点の問題も追及したいので、そういう裁判の事情があるのであれば、その10月まで待ちますけれども、市長に最後確認しておきますけれども、その報告書が出てきて、議会全体としてどういう判断をされるかわかりませんが、もし私が判断して、まだまだ調査としては不十分だというふうに判断、いわゆる幕引きではないと言われましたけれども、絶対その報告書をもって幕を引こうという考えはないということですね。それだけ確認させてください。

○副議長（小林健志君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） どういう形になるか、十分であるか、不十分であるか、それはわかりません。ただ、期限を決めて、そこで幕引きをして、うやむやにしようとするというような考えはございません。もし、それが不服であれば議会は議会としてやっていただいたら結構であります。

○副議長（小林健志君） お知らせします。もうすぐ5時になりますが、岡前議員の一般質問の終了まで会議を延長いたします。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 2番目の問題に移りますけれども、これについては市長は趣旨がわかりにくいとか言われたんですけども、3月議会で同じ趣旨の質問をして、それを受けて通告をしておりますので、その前提に立って考えていただきたいというふうに思います。

それで、私、ここに宍粟の環境基本条例を持ってきておりますけれども、第29条から第31条まで、それぞれ何というふうに書いてありますか。それをもってすれば、私が近隣住民にも業者にとっても一番いい解決方法が見つかるというふうに思んですけども、何て書いてありますか。

○副議長（小林健志君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） この環境基本条例は、環境の保全と創造という大きなくりの中で、環境に極力負荷を与えないために、市の責務と事業者の責務、そして市民の責務という3様のところからの環境を守っていくというところできているものでありまして、29条公害防止協定の締結から31条、事業者に対する援助につきまして、そういう事態が発生すれば、助言等を行うと、援助を行うと、努めるというようなことが書いてあると思います。

○副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） それでね、前回は質問しましたように、実際に私もその施設を見てみましたら、すぐやっぱり隣とか周辺にたくさん家があるんですね。それに今計画されているところについても近隣に家があります。そういうところで、今実際に操業されているところについても、近隣から騒音とか、悪臭とか、そういうふうな苦情があるというふうに聞いておりますし、これからできるところについてもやっぱりそういう心配をされております。ですから、そういうことを考えると、この今言いました29条から31条まで、これをきちっと行政側が実行していけば、そういう意味での公害問題ということは避けるというか、解決することができるんじゃないですか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 御指摘の現在操業されているところというのは、私の思いが合っておれば、昨日電話がございました。近隣の方からいろいろ苦情もいただきまして、私も現地でいろいろ業者と一緒に話をしたこともございます。近隣の方々から、おかげで静かになってありがとうという電話がございました。どれぐらいになっているのかわかりませんが、とりあえず昨日、午前中であったと記憶しておりますけど、そういうふうなお礼の電話があったことだけ報告をいたしたいと思っております。

○副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 副市長は今そういうふうに言われましたけども、私はこの質問するほん最近、近隣の方からお伺いして聞いてきましたけれども、全く変わっていないと。振動もあるし、音もあるというふうな、ただ、アルミ缶の処理については持ち込みはなくなった。それは調べてみましたら、美化センターからの入札業者が変わったから払えなくなったということでした。実際には私が聞いた話と副市長が言われた話は全然違います。問題は解決されておりましたが、どちらが本当ですか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 私、昨日聞いた事実を申し上げただけなんで、現場はまだ確認しておりませんので、そういう私あての電話があったことだけ報告いたしたいと思っております。

○副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） ですからね、第30条に、市長は公害に関する市民の苦情

について、関係行政機関と協力して速やかにその適切な処理に努めなければならないと。そして、31条には、市は事業者が行う公害を防止するための施設の設置及び改善につき、必要な資金の斡旋、助言、その他援助に努めるものとするというふうにちゃんとあってあるんですよね。だから、この条項を生かせば、その近隣の方も助かるし、業者の当然産業廃棄物処理施設は必要なものですから、当然もし移転を考えるのであれば、移転先を斡旋するとか、事業に資金的な部分についても援助を考えるとか、そういうふうなことをこの条項は意味しているんじゃないですか。それは拡大解釈ですか。

○副議長（小林健志君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） もちろん今議員おっしゃるとおりの、文字どおりおっしゃるとおりのことかと思えます。

○副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） ですからね、今言いましたように、私が聞いている中では少なくとも今操業されている産業廃棄物処理施設がある、その近隣の方は困っておるというふうにおっしゃられておる。それは公害として結局住みやすい環境を侵されているということになるわけですから、それはそれについてきちっとした対応がこの条例に基づいて業者も困らないように、近隣住民の方も困らないように対応できるんじゃないですか。違いますか。

○副議長（小林健志君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 近隣の人たちから今操業中のところでありましたら、騒音とか苦情が出ましたら、その都度出向いて行きまして、その業者に対しまして指導等を行っている現状であります。何とか地元の人たちとのトラブルがないような調整をさせていただいております。

○副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） それでは、お聞きしますけれども、宍粟市公害紛争処理規則というのがあります。平成17年4月1日に制定されていますけれども、これについて、こういう紛争の処理、この規則に基づいて対応はされているんですか。

○副議長（小林健志君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 県の条例、宍粟市か。紛争処理に関しましては、この廃掃法に基づきますこの事業の開設をしたいということについての計画が出てきたときに、事前に地元とのトラブルが発生しないような調整をするということでの趣旨でできているということで、それについて地元のほうからの要請等も受けて、

それを申請者のほうに繋いでいく等について、調整をさせてもらっております。

○副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） あまりいいかげんな答弁をしたらあきませんよ。宍粟市公害紛争処理規則第3条、苦情の処理、市長は公害に関する苦情について、住民の相談に応じ、関係行政機関、団体、関係自治会長及び商店員と協力してその適切な処理に努めるものとする。これがこの処理規則の趣旨ですよ。今、担当部長が言われたのは全然違うじゃないですか。そんないいかげんなことがありますか。

○副議長（小林健志君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） すみません。少し勘違いをしておりました。市の紛争処理規則の中で、地元との調整を進めていくということは行政のほうとしては当然やっていくべきことで、出てきましたその問題について関係のほうと協議をさせていただきます。

○副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） いや、その地元からとかいうことがじゃなくて、ここに書いてあるのは、公害に関する苦情について住民の相談に応じですよ。だから地元全体からそういうことが出てこなかったら動かないということじゃないですよ。今言ったように、隣の方やとか、その周辺の方やとか、そういう意味で一住民の方がもしも住生活に影響を感じておると、公害を感じておるということでしたら、こういうふうな行政側に相談があったりら調停を行いなさい、そういう趣旨じゃないんですか。

○副議長（小林健志君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） おっしゃるとおりです。そういうことで行政のほうもその調整に当たっていく所存であります。

○副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） ですからね、前回は答弁されておるんですけども、苦情があったら業者を指導に行っているとか、そういうことでは根本的な問題の解決にならないんですよ。ですから、せっかくすばらしい条例や規則があるんですから、それに基づいた解決をしてくださいと言っているんですけども、その点なぜできないんですか。

○副議長（小林健志君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 業者さんのほうはその場所でやっ払いこうという計画を持っておられる。そしてまた、それと相反する立場での保全というところ、そ

れから地元の方たちの反対という表明とかがあるというところで、相反するところがある中で、法的にできるところがどこまでなのかというようなことも考えながらの調整ということになるんじゃないかというふうに思っています。

○副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） だからね、その環境基本条例の第31条に、市は公害を防止するための施設の設置及び改善につき必要な資金の斡旋や助言、援助に努めるものとする、こういうふうに業者も困らないように行政側も援助する、そういうことでなければ、根本的な問題の解決にはなりませんよということで、こういう規定がつくってあるんじゃないですか。

○副議長（小林健志君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 行政のほうとして極力その調整というところで当たってまいるようにするのが根本的なところじゃないかと思っております。

○副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） だから、実際に困っておられる方がいるんですから、例えば公害紛争処理規則に基づいて、そういう行政が乗り出して調停委員を委嘱してとかいうふうな第三者機関できちっと対応、問題の根本的な解決ができるように対応は、環境基本条例とこの規則をもってすれば、前向きな解決ができるんじゃないですか。

○副議長（小林健志君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 市のその条例もそうでありますけれども、県のほうにも今言われました紛争予防の条例がございまして、この産業廃棄物の施設の許認可関係のことにつきましては、県の権限という部類に入っております関係で、県との調整も十分必要かと思えます。調整が必要というより、県の本件に関しましては、許認可事項ということになっております。市のほうのかかわりとして、十分とは言えない状況であるかもわかりませんが、今後また法手続のことも含めまして検討をまたしていきたいというふうに思っております。

○副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 県が許認可権を持っているからということではなくて、今、実際に住環境に影響があるというふうなことで実際あるわけですから、今後新しくできるところについても、そういう影響を心配されている声を私は聞いております。ですから、そういうことについて、当事者間で話すのではなしに、やっぱり行政がきちっと調停に入る、第三者の立場として必要な措置を講じる、そのための環境

基本条例でありますし、公害紛争処理規則じゃないんですか。だから、これは県の権限だから、県は許認可をする権限を持っているだけで、実際に起きている住環境への影響というのは、この市内で起こっていることなんですよ。住民への影響であることなんですよ。そのことを解決するのが行政じゃないんですか。

○副議長（小林健志君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） おっしゃるとおり、市行政としての責務という意味ではおっしゃるとおりかと思います。で、近隣のことも含めまして、また関係のところと調整しながら、その解決といいますか、それに当たっていきたいというふうに思います。

○副議長（小林健志君） これで岡前治生議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（小林健志君） 御異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

次の本会議は、6月14日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで延会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 5時11分 延会）